

令和6年度 第1回 島根県肝炎対策協議会

日時：令和6年7月23日（火）16:00～18:00

場所：島根県庁本庁舎 604 会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 会長の選任について

(2) 島根県の肝炎対策の現状について 資料 1-1～資料 1-4

- | | |
|-----------------------------------------------|----------|
| 1) 島根県内市町村における肝炎ウイルス検診等の実績（令和5年度） | P. 1-2 |
| 2) 島根県及び松江市（中核市）が実施している肝炎ウイルス検査の実績（令和5年度） | P. 3 |
| 3) 肝がん等重症化予防事業の実績（令和5年度） | P. 4-7 |
| 4-1) 肝炎治療医療費助成制度の実績（令和5年度） | P. 8-9 |
| 4-2) ウイルス性肝炎を原因とする肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実績（令和5年度） | P. 10-11 |
| 5) 肝機能障がいによる身体障害者手帳交付実績（令和5年度） | P. 12-13 |
| 6) 肝疾患診療連携拠点病院の活動（令和5年度実績） | P. 14-16 |
| 7) 島根県肝炎医療コーディネーターの養成状況 | 資料 1-2 |
| 8) 肝炎対策の目標値（令和5年度実績） | 資料 1-3 |
| 9) 職域健診における肝炎ウイルス検査等に関するアンケート調査結果 | 資料 1-4 |

(3) 今年度事業について

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1) 令和6年度予算と事業予定 | 資料 2 |
| 2) 肝疾患診療連携拠点病院活動予定 | 資料 3 |
| 3) 令和6年度島根県肝炎医療コーディネーター養成・継続研修実施予定 | 資料 4 |
| 4) 職域への働きかけ | 資料 5 |

(4) 島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領の改正について 資料 6-1, 6-2

3. その他

(1) 2型糖尿病患者さんの肝がん早期発見プロジェクトについて

4. 閉 会

令和6年度第1回 島根県肝炎対策協議会 出席者名簿

委員

選出区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
島根県医師会	松江赤十字病院	副院長	内田 靖	出席
専門医療機関	出雲市立総合医療センター	院長	佐藤 秀一	出席
専門医療機関	松江市立病院	医師	河野 通盛	出席
拠点病院	島根大学医学部附属病院	肝臓内科 診療科長	飛田 博史	web
患者団体	島根県オアシス友の会	代表	濱田 知博	出席
弁護士	薬害C型肝炎しまね弁護士	弁護士	鳥居 竜一	web
事業者	全国健康保険協会島根支部	保健グループ長	永海 健治	欠席
労働団体	連合島根 情報労連島根県協議会	幹事	北脇 貴子	web
医療関係(母子)	島根県助産師会	会長	上野 繁子	出席
市町村	松江市健康福祉部 健康推進課	保健専門官	堀江 亜由美	web
市町村	隠岐の島町 保健福祉課	課長補佐	岸本 幸子	web
肝疾患相談・支援 センター	島根大学医学部附属病院	肝疾患相談・支援 センター 相談員	山口 裕子	出席
保健所	隠岐保健所	所長	岡 達郎	web
検査機関	公益財団法人 島根県環境保健公社	健診事業部 健診課長	岩坂 朋恵	出席

事務局

	所 属	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	健康推進課	医療統括監	谷口 栄作	
		課長	片岡 大輔	
		療養企画療養支援 課長補佐	門脇 和也	
		健康増進 課長補佐	西 明美	
	障がい福祉課	療育・相談支援 課長補佐	小村 健一	
	薬事衛生課	課長	宮本 毅	
		感染症対策 課長補佐	古割 公二	
		感染症対策係 主任	奥村 尚子	
感染症対策係 主任保健師		川瀬 春香		
環境生活部	人権同和対策課 人権啓発推進センター	啓発スタッフ 調整監	田中 明子	

1)島根県内市町村における肝炎ウイルス検診等の実績

資料1-1

1 肝炎ウイルス検診等実績

老人保健法(平成14年度～)及び健康増進法(平成20年度～)による健康診査において実施している肝炎ウイルス検診。
実施主体である市町村が、満40歳となる者、及び40歳以上の者であって、過去に受検(受診)歴のない希望者を対象として実施。

(1)C型肝炎ウイルス検診

	受診者(人)			「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者(人)			感染者率			
	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	全国
令和5年度	279	1,919	2,198	1	2	3	0.4%	0.1%	0.1%	集計中
令和4年度	344	2,317	2,661	0	6	6	0.0%	0.3%	0.2%	0.2%
令和3年度	390	2,422	2,812	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
令和2年度	466	2,691	3,157	0	2	2	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
令和元年度	471	3,251	3,722	0	5	5	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%
平成30年度	412	3,032	3,444	0	8	8	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%
平成29年度	450	2,826	3,276	0	9	9	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%
平成28年度	460	2,926	3,386	0	5	5	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%
平成27年度	665	3,986	4,651	0	12	12	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%
平成26年度	574	4,161	4,735	1	26	27	0.2%	0.6%	0.6%	0.4%
平成25年度	565	4,840	5,405	1	27	28	0.2%	0.6%	0.5%	0.4%
平成24年度	401	2,651	3,052	1	14	15	0.2%	0.5%	0.5%	0.5%
平成23年度	391	1,863	2,254	0	16	16	0.0%	0.9%	0.7%	0.6%
平成22年度	81	1,434	1,515	0	15	15	0.0%	1.0%	1.0%	0.7%
平成21年度	74	2,051	2,125	0	19	19	0.0%	0.9%	0.9%	0.8%
平成20年度	93	1,999	2,092	0	19	19	0.0%	1.0%	0.9%	1.0%
平成19年度	186	3,738	3,924	1	35	36	0.5%	0.9%	0.9%	0.8%

(2)B型肝炎ウイルス検診

	受診者(人)			Hbs抗原検査において「陽性」と判定された者(人)			感染者率			
	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	40歳検診	40歳検診以外の対象者への検診	計	全国
令和5年度	277	1,919	2,196	1	11	12	0.4%	0.6%	0.5%	集計中
令和4年度	342	2,315	2,657	0	11	11	0.0%	0.5%	0.4%	0.5%
令和3年度	388	2,419	2,807	2	20	22	0.5%	0.8%	0.8%	0.6%
令和2年度	466	2,691	3,157	3	19	22	0.6%	0.7%	0.7%	0.5%
令和元年度	473	3,246	3,719	2	25	27	0.4%	0.8%	0.7%	0.5%
平成30年度	412	3,072	3,484	1	27	28	0.2%	0.9%	0.8%	0.6%
平成29年度	451	2,827	3,278	5	21	26	1.1%	0.7%	0.8%	0.6%
平成28年度	459	2,924	3,383	7	32	39	1.5%	1.1%	1.2%	0.6%
平成27年度	664	3,984	4,648	2	33	35	0.3%	0.8%	0.8%	0.7%
平成26年度	574	4,161	4,735	2	35	37	0.3%	0.8%	0.8%	0.7%
平成25年度	566	4,847	5,413	4	41	45	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%
平成24年度	399	2,649	3,048	4	13	17	1.0%	0.5%	0.6%	0.8%
平成23年度	391	1,861	2,252	4	19	23	1.0%	1.0%	1.0%	0.8%
平成22年度	82	1,434	1,516	1	15	16	1.2%	1.0%	1.1%	0.9%
平成21年度	73	2,047	2,120	0	12	12	0.0%	0.6%	0.6%	0.9%
平成20年度	93	1,992	2,085	0	17	17	0.0%	0.9%	0.8%	1.0%
平成19年度	185	3,731	3,916	2	41	43	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%

〔参考〕市町村独自実施分（自治体の財源にて実施する検診～人間ドック等）

	C型肝炎ウイルス検診	B型肝炎ウイルス検診
	検診受診者(人)	検診受診者(人)
令和5年度	2,062	2,140
令和4年度	1,991	2,063
令和3年度	1,917	1,993
令和2年度	1,734	1,814
令和元年度	1,936	1,968
平成30年度	2,086	2,134
平成29年度	1,939	2,002
平成28年度	2,356	2,417
平成27年度	2,779	2,831
平成26年度	4,989	5,058
平成25年度	4,302	4,336
平成24年度	4,598	4,613
平成23年度	3,825	3,826
平成22年度	4,541	4,518
平成21年度	1,008	1,008
平成20年度	827	829
平成19年度	1,785	1,785

※市町村独自実施分は、既陽性者も受診者数に含まれるため、参考扱いとする。

（統計値は各年の厚生労働省報告資料、政府統計資料より引用）

※ただし、市町村独自実施分は県集約である。

2) 島根県及び松江市(中核市)が実施している肝炎ウイルス検査の実績 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実績

①【保健所実施】肝炎ウイルス検査受検者数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
4月	8	4	11	8 (3)	2(1)	3 (2)	7 (1)	1 (1)	0(0)
5月	7	2	5	27 (18)	6(0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1(0)
6月	8	6	5	31 (14)	5(2)	3 (0)	1 (1)	1 (0)	2(1)
7月	11	33	14	20 (8)	9(2)	3 (1)	1 (0)	2 (1)	4(1)
8月	38	11	43	10 (5)	4(1)	3 (0)	1 (1)	0 (0)	2(1)
9月	11	5	15	10 (6)	6(1)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	4(2)
10月	18	9	7	6 (4)	2(0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	5(0)
11月	14	14	14	13 (7)	6(0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5(3)
12月	16	8	10	13 (10)	5(1)	4 (1)	2 (1)	2 (1)	1(0)
1月	9	7	10	11 (7)	4(0)	2 (0)	2 (0)	2 (1)	1(0)
2月	7	12	9	11 (4)	3(0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	4(1)
3月	3	8	8	4 (2)	2(0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0(0)
計	150	119	151	164 (88)	54(8)	23 (4)	18 (4)	13 (4)	29(9)

※中核市松江市分を()で再掲

②【委託医療機関実施】肝炎ウイルス検査受検者数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
4月	114	68	55	54 (5)	35(1)	28 (2)	41 (2)	32 (0)	41(0)
5月	84	65	40	74 (5)	54(1)	37 (0)	29 (3)	25 (0)	54(0)
6月	164	79	89	80 (9)	56(9)	41 (0)	51 (2)	48 (3)	57(0)
7月	177	88	110	123 (6)	101(8)	62 (0)	97 (5)	53 (1)	112(0)
8月	135	82	94	108 (2)	59(6)	64 (1)	101 (2)	57 (1)	80(2)
9月	175	118	107	154 (61)	107(39)	77 (4)	90 (1)	51 (1)	82(1)
10月	146	141	145	141 (10)	70(8)	92 (3)	132 (4)	49 (2)	73(1)
11月	128	96	72	109 (22)	68(5)	57 (2)	48 (0)	59 (2)	86(1)
12月	77	80	83	81 (16)	56(2)	61 (3)	78 (2)	43 (1)	56(2)
1月	145	73	57	71 (10)	45(1)	52 (2)	50 (1)	34 (0)	58(1)
2月	144	89	55	65 (15)	45(1)	35 (1)	40 (2)	48 (1)	65(1)
3月	155	79	70	82 (22)	54(41)	56 (0)	43 (1)	40 (1)	52(2)
計	1,644	1,058	977	1,142 (183)	750 (122)	662 (18)	800 (25)	539 (13)	816(11)

※中核市松江市分を()で再掲

①+②【合計】肝炎ウイルス検査受検者数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
合計	1,794	1,177	1,128	1,306 (271)	804(130)	685(22)	818(29)	552(17)	845(20)

※中核市松江市分を()で再掲

※肝炎ウイルス検査委託医療機関数(年度当初)

保健所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
松江	38	38	37	35	33	84	100	100	100	95
雲南	14	14	14	14	14	23	24	24	26	24
出雲	28	26	26	26	26	61	63	61	60	65
県央	15	18	18	14	15	24	27	25	25	25
浜田	50	50	45	43	42	50	51	48	47	46
益田	23	21	19	16	16	15	29	31	29	27
隠岐	6	5	6	6	6	8	8	12	12	11
合計	174	172	165	154	152	265	302	301	299	293

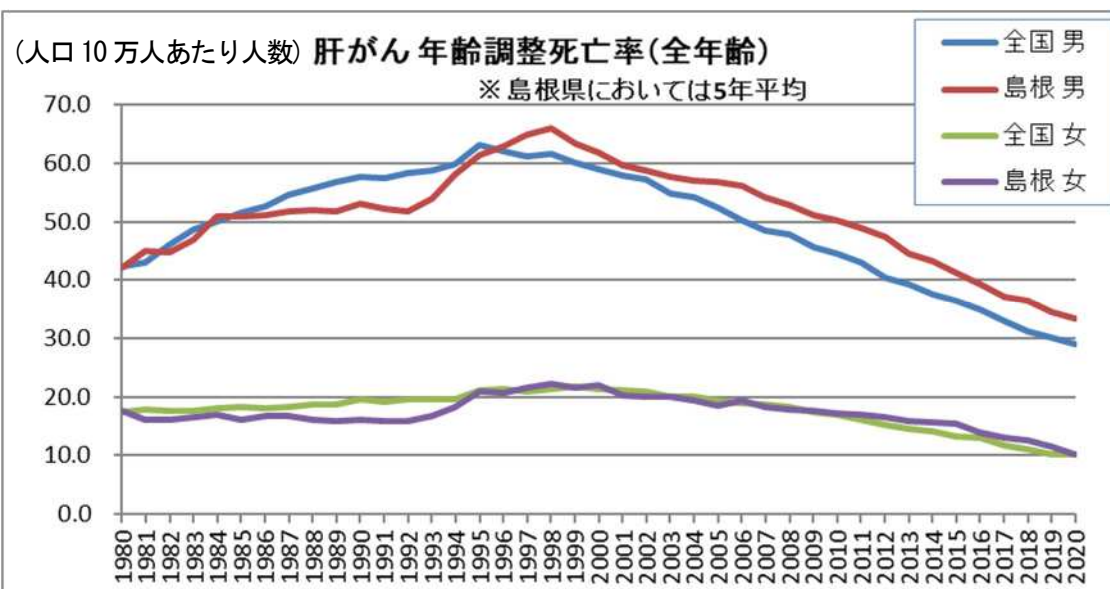
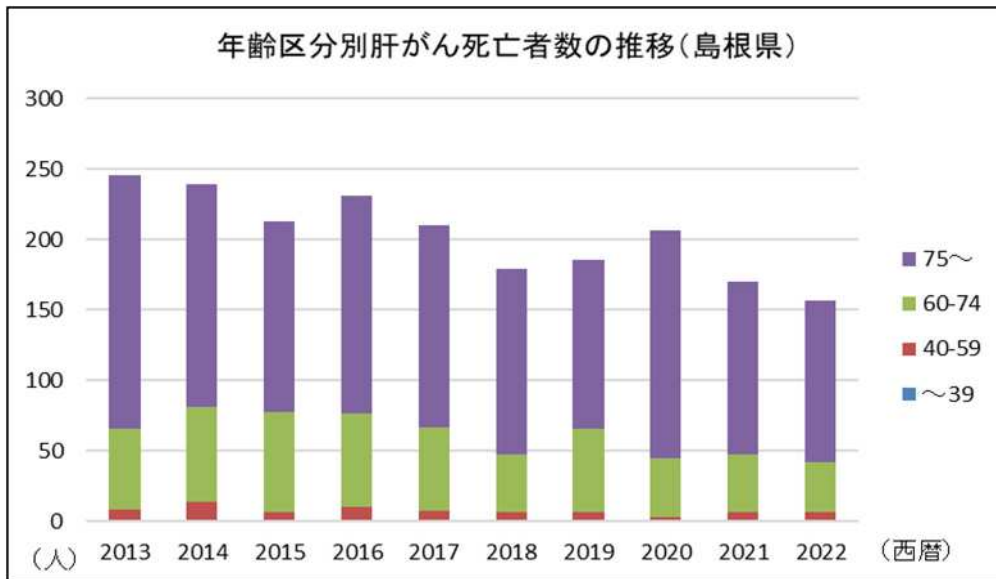
※R2～医師会と集合契約開始

3) 肝がん等重症化予防事業の実績

1. 県内の肝がんの状況

男女別肝がん死亡者数の推移（人）

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
総計	246	239	213	231	210	179	186	207	170	157
男性	143	159	137	141	122	115	129	133	113	102
女性	103	80	76	90	88	64	57	74	57	55



【出典】 島根県健康指標データベースシステム

- 島根県の肝がん死亡者数は、2022年は157件で減少傾向にある。
74歳以下の死亡者数は横ばい～減少傾向である。
- 年齢調整死亡率は、全国と比べ、男女ともに高い状況。

年齢調整死亡率：通常の死亡率と比較すると、各都道府県の年齢構成に差があるため、高齢者の多い都道府県では高く、若年者の多い都道府県では低くなる傾向がある。年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率のこと。
島根県のデータ：全国との年齢構成の違いを考慮して補正。各年前後5年の平均死亡数を用いて算出。

2. 各肝がん等重症化予防事業の概要と状況

薬事衛生課

初回精密検査費用助成 (平成27年2月開始)																																							
<p>①事業概要</p> <p>陽性者が、島根県肝炎等精密検査実施医療機関で、初回精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成。</p>																																							
<p>②助成対象者 次のすべてに該当する島根県内在住の方</p> <p>1) 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者</p> <p>2) 1年以内(※)に県・中核市、市町村健康増進事業、職域、妊婦健診又は手術前の肝炎ウイルス検査(検診)で陽性と判定された方</p> <p>3) 保健所又は市町村が実施する陽性者フォローアップに同意された方</p> <p>※助成金の申請日が基準となります。</p>																																							
<p>③申請書提出先 各保健所</p> <p>※各保健所で、必要書類等を確認後、薬事衛生課へ送付。</p>																																							
<p>④助成状況</p> <p>助成件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>13</td> <td>22</td> <td>13</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>9</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度平均助成金額 4,574 円</p> <p>対象ウイルス型【累計】 HBV 89件(+6) HCV 33件(+1)</p> <p>肝炎ウイルス検査の区分【累計】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>市町村検診</td> <td>59件(+2)</td> </tr> <tr> <td>県・中核市委託医療機関</td> <td>31件(+1)</td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>職域(R1年度～)</td> <td>5件(+1)</td> </tr> <tr> <td>手術前(R2年度～)</td> <td>18件(+3)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">()・・・R5年度実績</p>						H27年度	H28年度	H29年度	H30年度			28	13	22	13			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計	9	14	7	9	7	122	市町村検診	59件(+2)	県・中核市委託医療機関	31件(+1)	保健所	9件	職域(R1年度～)	5件(+1)	手術前(R2年度～)	18件(+3)
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																				
28	13	22	13																																				
R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計																																		
9	14	7	9	7	122																																		
市町村検診	59件(+2)																																						
県・中核市委託医療機関	31件(+1)																																						
保健所	9件																																						
職域(R1年度～)	5件(+1)																																						
手術前(R2年度～)	18件(+3)																																						

定期検査費用助成(年度2回) (平成27年4月開始)

①事業概要

肝がん等患者が、肝炎専門医療機関等で、定期検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成。

②助成対象者 次のすべてに該当する島根県内在住の方

- 1) 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者
- 2) B・C型肝炎ウイルス感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
- 3) 住民税非課税世帯に属する者、又は市町村民税(所得割)課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者
- 4) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者
- 5) 保健所又は市町村が実施する陽性者フォローアップに同意された方

③申請書提出先 各保健所

※各保健所で、必要書類等を確認後、薬事衛生課へ送付。

④助成の状況

助成件数

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		
0	32	80	67		
R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	合計
67	56	57	49	39	447

令和5年度平均助成金額

3,567 円

対象ウイルス型【累計】

HBV 98 件(+13 件) HCV 349 件(+26 件)

()・・・R5 年度実績

肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業（平成27年2月開始）

① 事業概要

保健所がフォローアップすることの同意を得た陽性者に対し、医療機関の受診状況等を確認。
未受診の場合受診を勧奨。

② フォローアップ対象者 次に該当する県内在住の方

県・中核市の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者 等

③ 市町村への情報提供

フォローアップ対象者の情報を市町村へ提供することにより、市町村でフォローアップを行うことができる。

④ その他

市町村においても、市町村健康増進事業で実施。

⑤ 事業の進行状況

対象者 106名 ※県・中核市保健所対象分
(内訳)

	令和2年度末	令和3年度末	R4年度末	R5年度末
経過観察者	87(7)	65(5)	84(4)	76(4)
受療中	5(1)	10(1)	9(2)	12(2)
放置・中断	7(3)	6(4)	11(6)	13(5)
状況不明	6(4)	27(4)	6(1)	5(1)
合計	105(15)	108(14)	110(13)	106(12)

※ 中核市松江市分を()で再掲

(新規同意者数	10(0)名
	終了者	14(1)名

4-1) 肝炎治療医療費助成制度の実績

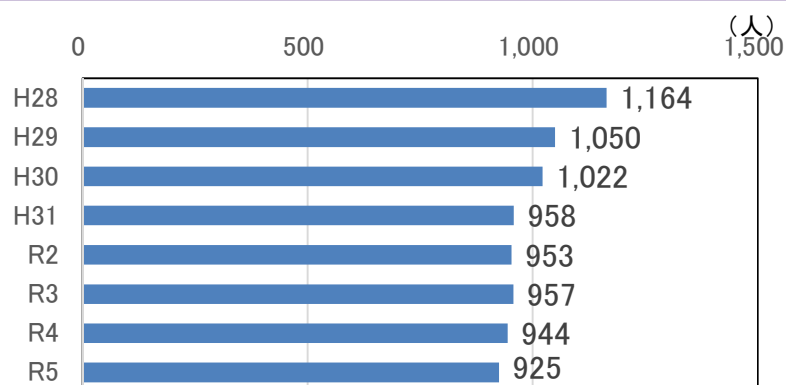
1. 肝炎治療医療費助成制度の取り組み

近年、次々と新しい治療方法が認められてきているところであるが、医療機関及び患者様への新治療法・新薬の迅速な情報提供に努めた。また、保健所窓口においても申請者の方からのお問い合わせに随時お答えし、申請者の方の理解の促進に努めた。

2. 申請数の推移（平成28年度～令和5年度）

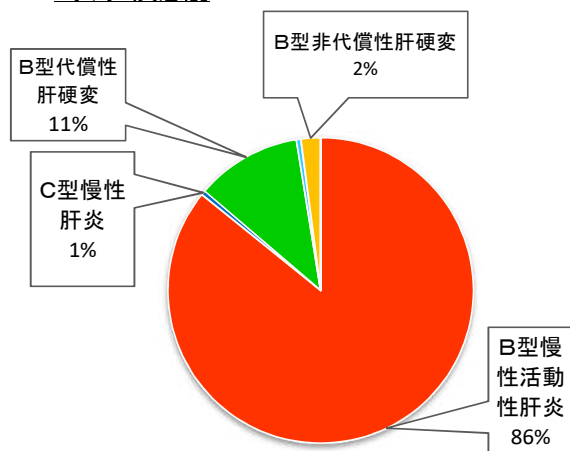
(単位：人)

年度	申請数
H28	1,164
H29	1,050
H30	1,022
H31	958
R2	953
R3	957
R4	944
R5	925



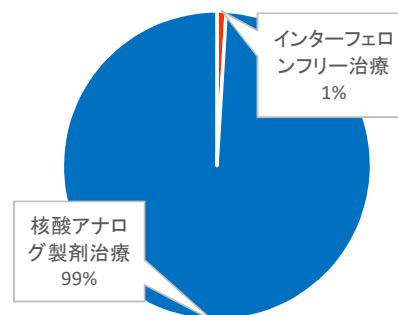
3. 受給者証所持者の内訳内容（計903人：令和6年3月末日現在）

(1) 疾患別



B型慢性活動性肝炎	538
C型慢性肝炎	3
B型代償性肝硬変	70
C型代償性肝硬変	3
B型非代償性肝硬変	13
C型非代償性肝硬変	0
計	627

(2) 治療別

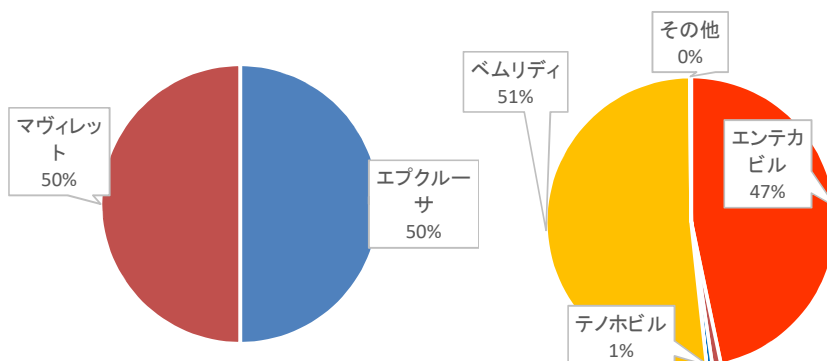


インターフェロン治療（3剤併用を含む）	0
インターフェロンフリー治療	6
核酸アナログ製剤治療	621
計	627

(3) 薬品の内容

- ① インターフェロン治療（3剤併用含む） ② インターフェロンフリー治療 ③ 核酸アナログ製剤治療

R5年度実績なし

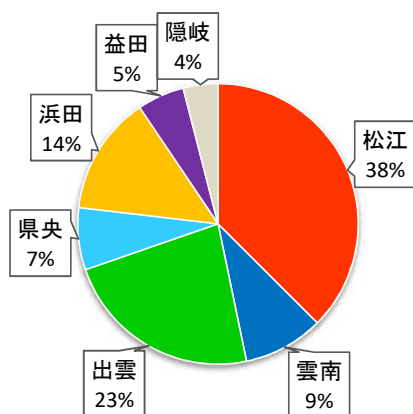


ペグインターフェロン	0
ペグインターフェロン+リパビル	0
3剤併用療法	0
計	0

エプクルーサ	3
マヴィレット	3
レジパスビル+ソホスビブル	0
計	6

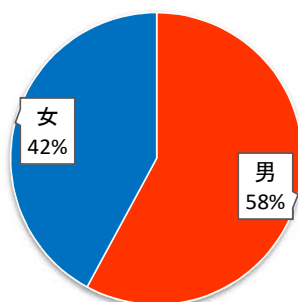
エンテカビル	290
ラミブジン	6
テノホビル	4
ラミブジン+アデホビル	0
ベムリディ	320
その他	1
計	621

(4) 管轄保健所別



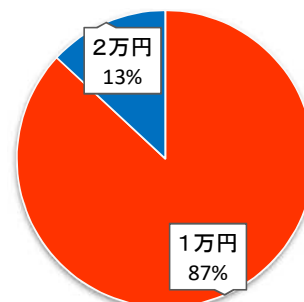
松江	235
雲南	58
出雲	144
県央	45
浜田	86
益田	34
隠岐	25
計	627

(5) 男女別



男	363
女	264
計	627

(6) 月額自己負担額別



1万円	545
2万円	82
計	627

4-2) ウイルス性肝炎を原因とする肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業の実績

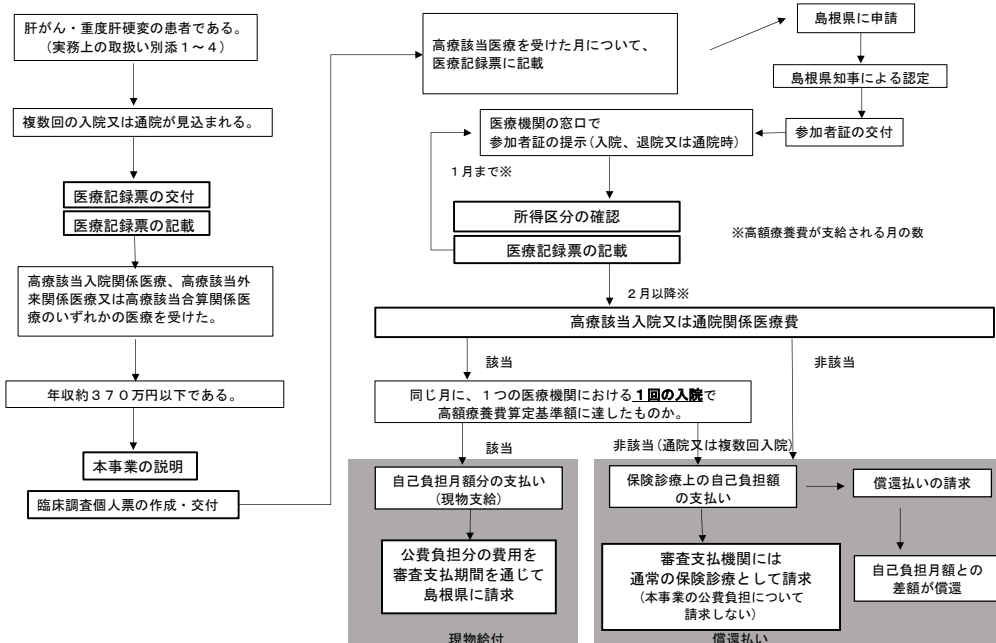
平成30年12月1日より制度開始、令和3年4月1日より事業見直し

1. 事業について

事業の概要	B型・C型肝炎ウイルスにより肝がん及び重度肝硬変となった患者の方に対し、治療の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究促進を行うための事業です。要件を満たす場合、県から入院・通院医療費の助成を受けることができます。	
対象となる医療	医療費の助成を受けられるのは、 指定医療機関における ウイルス性肝炎に起因する肝がん及び重度肝硬変にかかる 入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）のうち 、高額療養費算定基準額に到達した月が助成月を含んで、 過去24月以内に2月以上となる場合 です。 ※「肝動注化学療法」「大型の肝細胞がん等に対する粒子線治療」を含む。	
対象患者	医療保険各法の被保険者または被扶養者の方で、かつ年収約370万円未満（高額療養の限度額適用認定証の区分で判断）であり、更に厚生労働省が行う研究事業への同意が必要となります。	
自己負担額	入院の場合	窓口の自己負担額が1万円となります。
	通院の場合	償還払いで自己負担額が1万円となります。
参加者証の有効期間	1年（更新可能）	

2. 制度の流れ

制度利用の流れは下記のとおりです。



※医療費助成を受けられる「過去24月以内に2月以上」に該当するかは月毎に算定をします。

そのため、参加者証の有効期間内であっても医療費の助成を受けられる月と受けられない月が発生することになります。

3.令和6年度3月末日現在の島根県の状況

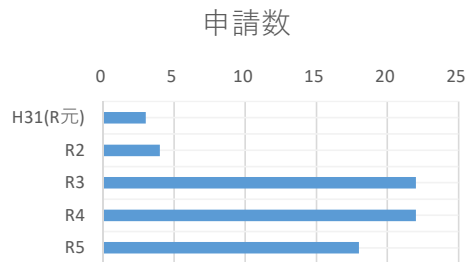
・指定医療機関・・・県内20医療機関

※指定医療機関は、医療機関からの申請に基づき随時登録を行います。

・R5参加者証交付実績・・・18名(新規：7名 更新：11名)

(単位：人)

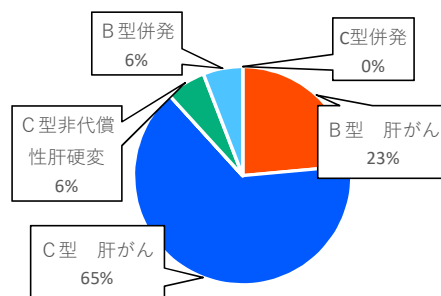
年度	申請数
H31(R元)	3
R2	4
R3	22
R4	22
R5	18



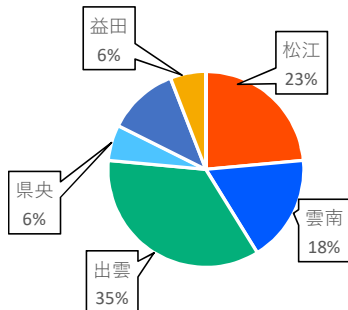
4.参加者証所持者の内訳内容(22名：令和6年3月末日現在)

・疾患別

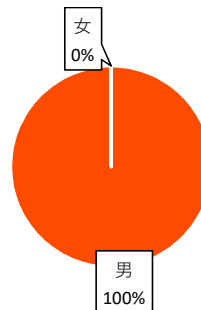
疾患名	参加者数
B型 肝がん	4
C型 肝がん	11
B型非代償性肝硬変	0
C型非代償性肝硬変	1
B型併発	1
C型併発	0
計	17



・保健所別



・男女別



(2)管轄保健所

保健所	参加者数
松江	4
雲南	3
出雲	6
県央	1
浜田	2
益田	1
隠岐	0
計	17

(3)男女別

性別	参加者数
男	17
女	0
計	17

5) 肝機能障がいによる身体障害者手帳交付実績

◎ 交付者数（新規交付のみ）

（単位：人）

	合計	1級	2級	3級	4級	認定されなかった者
平成22年度	40	32	3	3	2	6
平成23年度	6	4	0	2	0	1
平成24年度	5	4	1	0	0	2
平成25年度	2	0	2	0	0	0
平成26年度	5	3	0	1	1	0
平成27年度	6	4	2	0	0	1
平成28年度	13	3	5	5	0	3
平成29年度	15	8	5	1	1	0
平成30年度	9	4	2	2	1	0
令和元年度	11	5	5	0	1	1
令和2年度	10	2	4	2	2	0
令和3年度	9	3	5	0	1	1
令和4年度	13	4	7	1	1	1
令和5年度	12	4	7	0	1	0
総交付者数	156	80	48	17	11	

令和6年3月末 所持者数（人）	72	48	19	2	3
--------------------	----	----	----	---	---

※再交付者のうち等級変更の場合は、再交付時の等級に換算

（参考）

手帳の交付対象となる障がいの程度は「身体障害者障害程度等級表」（身体障害者福祉法施行規則）に定められています。

級別	肝機能障害
1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

※等級によって、Child pugh分類の合計点数等の具体的な認定基準が定められています。

(参考)

◎ (H22～R6.3までの交付者数(156人) + 転入者数(3人))
 -R6.3の所持者数(72人) = 87人

交付日から死亡日までの期間

～3ヶ月	21人		
～6ヶ月	14人		
～9ヶ月	4人		
～1年	7人	手帳取得後 1年以内死亡	46人(56%)
～1年3ヶ月	4人		
～1年6ヶ月	4人		
～1年9ヶ月	2人		
～2年	4人	手帳取得後 1～2年死亡	14人(17%)
～2年3ヶ月	0人		
～2年6ヶ月	3人		
～2年9ヶ月	4人		
～3年	6人	手帳取得後 2～3年死亡	13人(16%)
～3年9ヶ月	5人	手帳取得後 3～4年死亡	5人(6%)
～6年6ヶ月	2人	手帳取得後 4～7年死亡	2人(2%)
～7年6ヶ月	2人	手帳取得後 7～8年死亡	2人(2%)
合計	82人		
県外転出等	5人		

6) 島根県肝疾患診療連携拠点病院（島根大学医学部附属病院）の活動

【R5年度実績】

【肝臓病教室・家族支援講座】

第1回

日時:2023年6月1日～8月31日

形式:動画配信

講演:肝臓病教室『肝硬変のお話』

島根県立中央病院 肝臓内科部長 三宅達也先生

家族支援講座『知りたい！肝臓に良い食事』

島根県立中央病院 管理栄養士 高野美喜子先生

第2回

日時:2023年9月1日～11月30日

形式:動画配信

講演:肝臓病教室『肝臓に腫瘍があるとされたら』

島根大学医学部附属病院 肝臓内科 矢崎友隆

家族支援講座『ぴったんこ肝★肝～〇×クイズで学ぼう！』

島根大学医学部附属病院 看護師

肝炎医療コーディネーター 松浦弘子 岡山真美 中島安里

第3回

日時:2023年12月1日～2024年2月29日

形式:動画配信

肝臓病教室『脂肪肝にプチ断食ってどう？』

浜田医療センター 消化器内科部長 古田晃一朗先生

家族支援講座『脂肪肝の食事療法～いつやるの？今でしょ！』

浜田医療センター 栄養士 伊瀬千晶先生

まとめ配信

日時:2024年3月1日～3月31日

【肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会及び連絡協議会参加者向け研修会】

(肝炎情報センター主催)

第1回

日時:2023年7月21日(金)13:00～16:00

形式:ハイブリッド開催

会場:東京コンファレンスセンター・品川

出席者:センター長、事務、相談員(Web)

第2回

日 時:2024年1月26日(金)13:00~16:00
形 式:ハイブリッド開催
会 場:東京コンファレンスセンター・品川
出席者:センター長、事務、相談員(Web)

【世界肝炎デー啓発活動】

日 時:2023年7月28日(水)
TVCM、ライトアップ (日御碕、TSK、NHK)
グッズ:しまねっこマスク

【島根県肝炎対策協議会】(島根県健康福祉部感染症対策室主催)

第1回

日 時:2023年8月1日(金)16:00~18:00
形 式:現地開催
会 場:サンラポーむらくも
出席者:センター長、相談員、事務(Web)

第2回

日 時:2024年1月30日(金)16:00~18:00
形 式:現地開催
会 場:サンラポーむらくも
出席者:センター長、相談員、事務(Web)

【市民公開講座】(日本肝臓学会主催 肝がん撲滅運動)

日 時:2023年8月5日(土) 13:30~15:00
形 式:ハイブリッド開催
会 場:ゼブラ棟 だんだん
講 演:『肝臓内科とお酒の話』 松江赤十字病院 副院長 内田靖先生
『サイレントキラーを克服して健康寿命を』 出雲市立総合医療センター
院長 佐藤秀一先生

【肝炎医療コーディネーター研修会】(日本肝臓学会主催)

日 時:2023年9月1日~9月30日
形 式:動画視聴
講 演:『肝炎対策の現状と課題~肝炎医療コーディネーターが推進する日本の肝炎対策~』 国立国際医療研究センター 肝炎免疫研究センター
肝炎情報センター センター長 考藤達哉先生
『肝炎医療コーディネーターに知っておいてほしい肝臓のこと~島根県における肝がんの実態~』 島根大学医学部附属病院 肝臓内科 飛田博史

【肝炎対策地域ブロック戦略合同会議】(肝炎情報センター、厚生労働省主催)

日 時:2023年10月2日(月)13:00~16:00
形 式:ハイブリッド開催
会 場:サンポート高松 高松シンボルタワー
出席者:センター長、事務、相談員(Web)

【島根県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会】

日 時:2024年2月8日(木)15:00~15:45
形 式:Zoom MeetingによるWeb開催
会 場:ゼブラ棟 だんだん
出席者:センター長、相談員、事務

【肝炎専門医療従事者研修】

日 時:2024年2月8日(木)16:00~17:00
形 式:Zoom MeetingによるWeb開催
講 演:『ウイルス性肝疾患から脂肪性肝疾患のトピックス~日本肝臓学会 奈良宣言
2023も含めて~』 香川県立中央病院 院長 高口浩一先生
出席者:センターメンバー(ゼブラ棟 だんだんでも視聴可能)

【肝疾患相談支援センター関係者向け研修会】(肝炎情報センター主催)

日 時:2024年3月2日(土)13:00~4時間程度
形 式:現地開催
会 場:AP 新橋
テーマ:「相談支援システムの活用で情報収集とレベルアップ!」
出席者:相談員

【肝疾患相談・支援センター会議】

第1回 2023年5月8日(月)
第2回 2023年8月21日(月)
第3回 2023年12月11日(月)

【その他】

- 島根県の肝がん患者の実態調査について(山陰中央新報 2023年11月30日掲載)
- 啓発活動 年末 TVCM 12月29日~12月31日
- 誕生日カード 2024年1月から新デザインで配布

7) 島根県肝炎医療コーディネーターの養成状況

資料 1-2

◆「島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱第4条」に規定する配置する機関と人数を基準として把握

配置状況○は、規定数に達している施設。第二号については、配置施設率を記載

区分	設置機関名	規定数	令和5年	R6.6時点の 登録者数	R6.6時点 配置状況 (%)		
		(最小数)	養成数				
肝疾患診療拠点病院及び肝炎等精密検査実施医療機関(第一号)	拠点 1	島根大学医学部附属病院	1	10	35	○	
	松江	2	松江赤十字病院	1	1	6	○
		3	松江市立病院	1	0	5	○
		4	松江記念病院	1	1	2	○
		5	総合病院 松江生協病院	1	0	1	○
		6	あさひまちクリニック	1	1	0	-
		7	ほしの内科・胃腸科クリニック	1	0	1	○
		8	うえだ内科ファミリークリニック	1	0	1	○
	安来	9	やすぎ博愛クリニック	1	1	2	○
		10	金藤内科小児科医院	1	0	1	○
	雲南	11	雲南市立病院	1	0	2	○
		12	はまもと内科クリニック	1	0	1	○
		13	加藤医院	1	1	2	○
	出雲	14	島根県立中央病院	1	0	2	○
		15	出雲市立総合医療センター	1	8	13	○
		16	医療法人 遠藤クリニック	1	0	1	○
		17	医療法人 順和会中島医院	1	0	1	○
		18	三原医院	1	1	1	○
		19	医療法人社団耕雲堂 小林病院	1	0	1	○
		20	たまがわ内科クリニック	1	0	1	○
	大田	21	大田市立病院	1	1	1	○
		22	医療法人社団 福田医院	1	0	2	○
		23	医療法人 郷原医院	1	0	0	-
	浜田	24	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	1	1	2	○
		25	丸山内科クリニック	1	1	1	○
		26	北村内科クリニック	1	1	1	○
		27	医療法人社団 寺井医院	1	0	3	○
		28	社会福祉法人恩賜財団 島根県済生会江津総合病院	1	0	4	○
	益田	29	益田赤十字病院	1	2	7	○
		30	石見クリニック	1	0	3	○
		31	医療法人 好生堂 和崎医院	1	0	1	○
	隠岐	32	隠岐病院	1	0	1	○
		33	隠岐島前病院	1	0	2	○
検査委託施設数(第二号)	全県	266 (48)		13	60	18%	
	松江	88 (16)	各1	3	18	18%	
	雲南	21 (1)	各1	0	1	5%	
	出雲	58 (13)	各1	3	13	22%	
	県央	22 (5)	各1	5	9	23%	
	浜田	43 (9)	各1	2	13	21%	
	益田	24 (2)	各1	0	4	8%	
	隠岐	9 (2)	各1	0	2	22%	

※カッコ内は、コーディネーター配置施設数

【成果】

- ・令和5年度 養成研修受講者数 75名
継続研修受講者数 101名
- ・コーディネーター未配置の精密検査実施医療機関に対し、再度個別の周知を実施し受講へつながった。
- ・平成27年度~令和5年度までに
累計413名のコーディネータを養成した。

【課題】

- ①肝炎ウイルス検査委託医療機関(第二号)における配置率の上昇にむけた働きかけ
- ②職域(事業所)への働きかけ
- ③肝炎等精密検査実施医療機関(第一号)におけるコーディネーター配置率の目標達成に向けた取組強化

		R5	R6.6
【配置充足率】	第一号 (拠点病院及び精密検査実施医療機関)	100%(33/33)	→ 94%(31/33)
	第二号 (肝炎ウイルス検査委託医療機関)	18%(50/276)	→ 18%(48/266)
	第三号 (行政)	100%(26/26)	→ 96%(25/26)

※第二号の施設は、肝炎ウイルス委託医療機関のうち、第一号の精密検査実施医療機関を除く

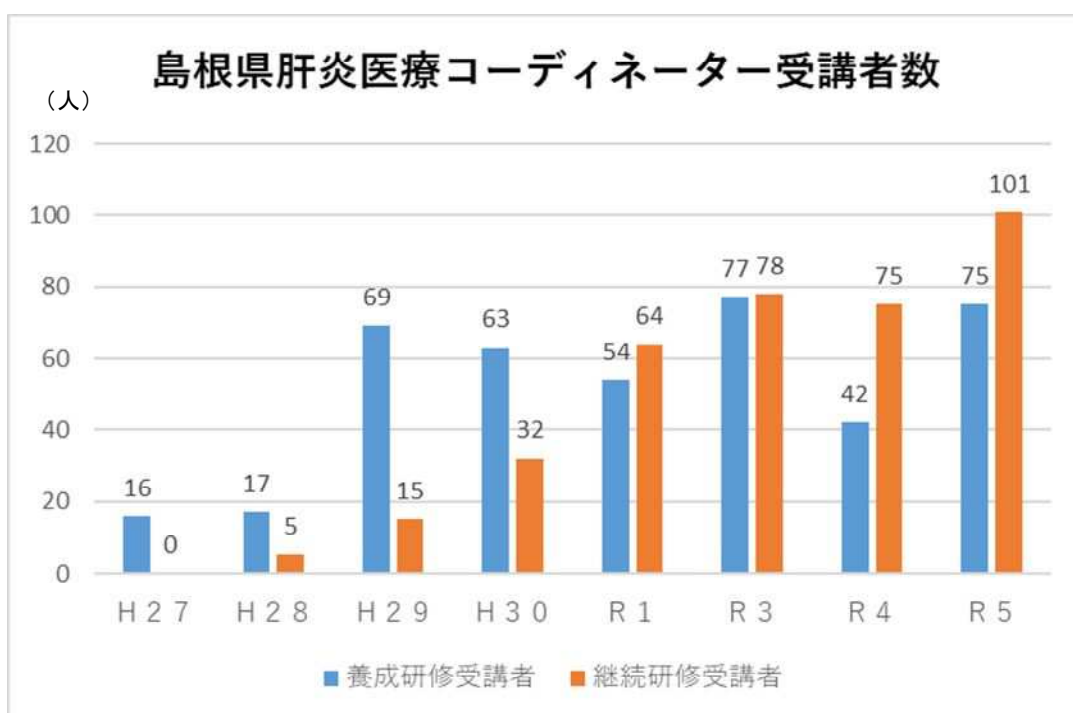
7) 島根県肝炎医療コーディネーターの養成状況

◆「島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱第4条」に規定する配置する機関と人数を基準として把握

配置状況○は、規定数に達している施設。第二号については、配置施設率を記載

区分	設置機関名	規定数	令和5年	R6.6時点の 登録者数	R6.6時点 配置状況 (%)
		(最小数)	養成数		
行政 (第三号)	1 松江市	2	2	13	○
	2 安来市	2	0	4	○
	3 雲南市	2	1	3	○
	4 奥出雲町	1	0	0	-
	5 飯南町	1	1	1	○
	6 出雲市	2	1	12	○
	7 大田市	2	0	2	○
	8 川本町	1	1	2	○
	9 美郷町	1	0	1	○
	10 邑南町	1	1	2	○
	11 浜田市	2	1	3	○
	12 江津市	2	1	1	○
	13 益田市	2	0	3	○
	14 津和野町	1	0	3	○
	15 吉賀町	1	0	2	○
	16 海士町	1	0	2	○
	17 西ノ島町	1	0	1	○
	18 知夫村	1	1	1	○
	19 隠岐の島町	1	0	1	○
保健所	1 松江	1	2	5	○
	2 雲南	1	1	5	○
	3 出雲	1	2	4	○
	4 県央	1	0	4	○
	5 浜田	1	0	2	○
	6 益田	1	1	2	○
	7 隠岐	1	3	3	○
	その他(県庁その他)		0	3	○
(第四号)	その他		13	25	○
	合計		75	333	

<参考>



肝炎対策の目標値(令和5年度実績)

- 1 評価期間 : 令和4(2022)年度 から 令和8(2026)年度末まで
 2 成果目標(令和5年3月設定)・結果

(1)5年間の肝炎ウイルス受検者を21,000人以上とする。

① 評価指標

令和4年度からの5年間の累計受検者数

= 市町村実施 (健康増進事業)

+ 県・中核市の委託医療機関及び保健所での検査 (重症化予防事業)

② 結果

	令和4年度	令和5年度	計
市町村	2,661 名	2,198 名	4,859 名
県・中核市の委託医療機関	539 名	816 名	1,355 名
県・中核市の保健所	13 名	29 名	42 名
合計	3,213 名	3,043 名	6,256 名

<参考>

	令和4年度	令和5年度
協会けんぽ	1,174 名	1,320 名

(2)要精検者の精密検査実施医療機関受検率を向上させる。

① 評価指標

要精検者の受検率：90%以上

= $\frac{\text{翌年度末までの精密検査受診の受診者数}}{\text{前年度肝炎ウイルス検査陽性者 (市町村実施+委託医療機関及び保健所実施)}}$

② 結果

●令和4年度の肝炎ウイルス検査陽性者数及び令和5年度末までの精密検査受診の受診者数

	人数		
	合計	連絡が取れている	連絡がつかない
令和4年度肝炎ウイルス検査陽性者	16 名	14 名	2 名
市町村	15 名	13 名	2 名
委託医療機関	1 名	1 名	0 名
保健所	0 名	0 名	0 名

令和5年度末までの精密検査受診の受診者	合計
	14 名
市町村	13 名
委託医療機関	1 名
保健所	0 名

●要精検者の受検率

$$= \frac{14 \text{ 名 (精密検査受診者数)}}{14 \text{ 名 (陽性者数)}} = 100 \%$$

※連絡がつかない者は未受診か不明なため計算には含めない

(3)肝がん年齢調整死亡率(人口10万人対)を低減させる。

① 評価指標 肝がん年齢調整死亡率

男性： 36.3 を 31.2 (14%減) 以下に

女性： 12.5 を 11.0 (12%減) 以下に

② 結果

島根県男性	33.3 (8.3%減)
島根県女性	10.2 (18.4%減)

※肝がん年齢調整死亡率（島根県健康指標データベースシステム（SHIDS）を用いて算出される2018年から2022年の5年平均）

9) 職域健診における肝炎ウイルス検査等に関するアンケート調査結果

<調査目的>

本県では、「島根県肝炎対策推進基本指針」に基づき、県内の各事業所における肝炎対策を推進している。

各事業所には、肝炎ウイルスの感染に自覚のない方や感染に気付いていても、早期の治療につながっていない方が一定数おられる可能性があるため、職域健診を通して早期に肝炎ウイルスの感染を自覚し、早期に治療を受けられる環境を整えることが重要である。

そのため、職域健診実施機関における肝炎ウイルス検査の実態を把握し、今後の対策の検討に資するためアンケート調査を実施する。

<対象>

協会けんぽ健診委託事業所 51 医療機関

<調査期間>

令和 5 年 2 月～3 月

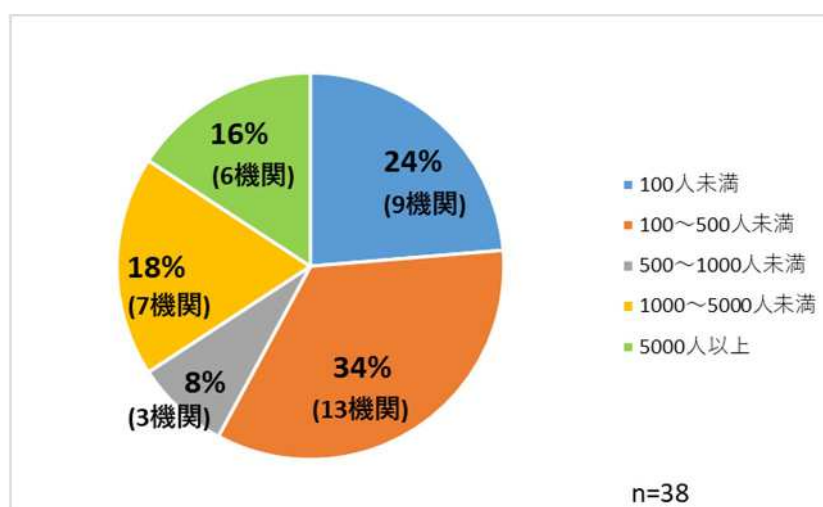
<調査方法>

対象施設へアンケート調査票を郵送し、しまね電子申請サービスまたは Fax、メールにて回答していただいた。(事業所名記載)

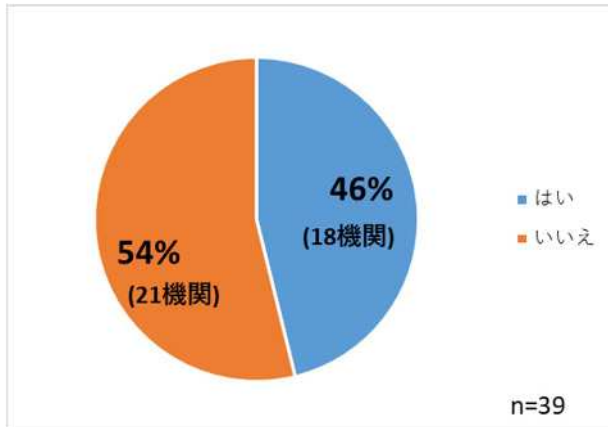
<調査結果>

回収率：76.5% (39 医療機関)

1) 職域健診として、どのくらいの人数に健診を実施していますか。



2) 職域健診の際に、肝炎ウイルス検査の受検歴を確認していますか。

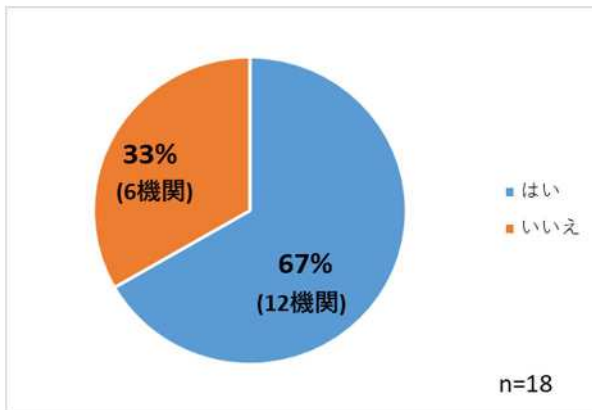


確認方法（自由記載）

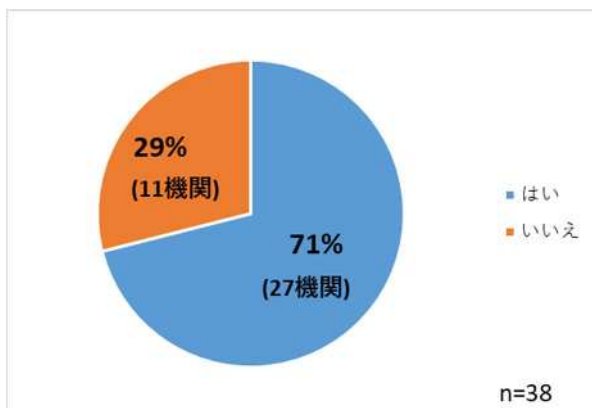
- ・カルテの確認
- ・本人への確認
- ・健診用ノートでの確認

3) 2) で「はい」と回答された方のみ

受検歴がない場合、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨していますか



4) 肝炎ウイルス検査に関するチラシを受検者へ配布していますか。

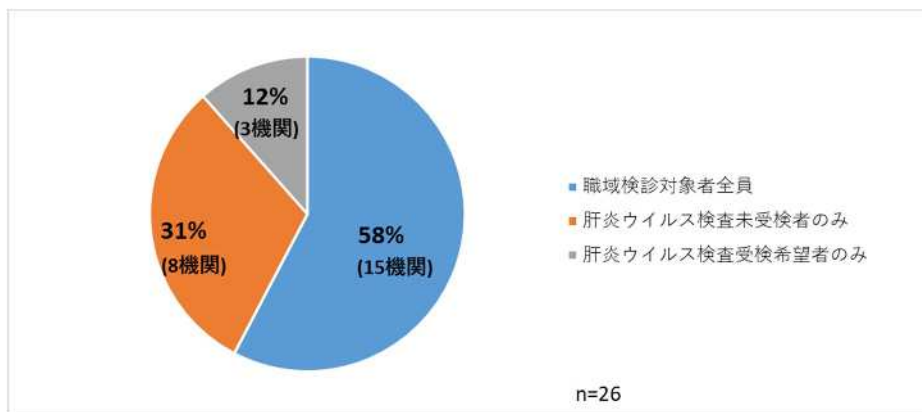


「いいえ」と回答した方 配布していない理由（自由記載）

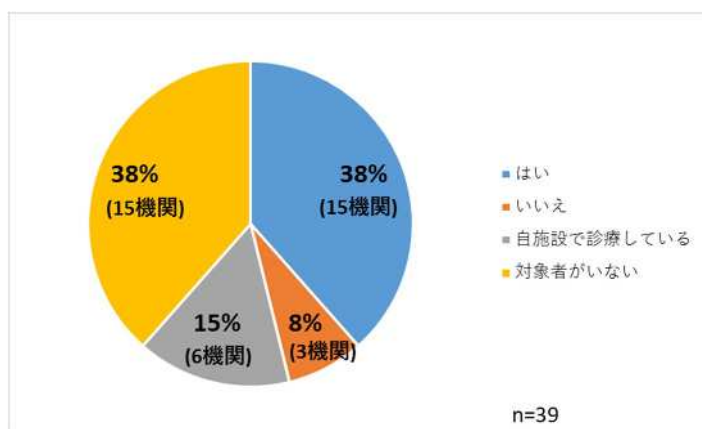
- ・一般外来受付も行いながらのため、業務に余裕がない
- ・数年前まで行っていたが、送付物が多く、見ておられない人が多かったため、来院時に直接声掛けし、検査を希望された時に渡せばいいと思ったから

- ・目につく所に置き、希望者のみに配布している
- ・雇入時の健診で検査をしているため
- ・チラシをもらっていないため(健診部門宛に来ていない)
- ・健診の予約を受け付ける時に検査内容を本人、会社に確認をしている
- ・資料がたくさんあるので

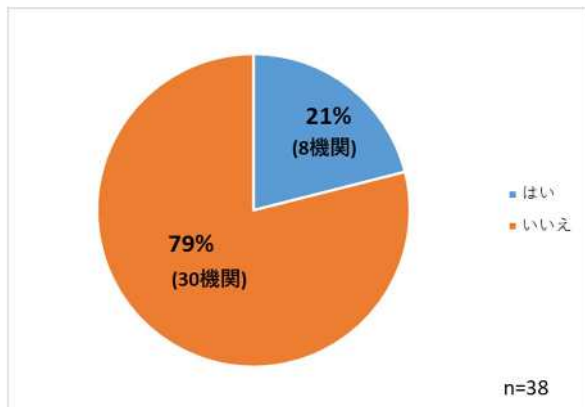
5) チラシ配布の対象者はどなたですか。※4)で「はい」と回答された方のみ回答。



6) 検査陽性者を精密検査実施医療機関へ紹介していますか。



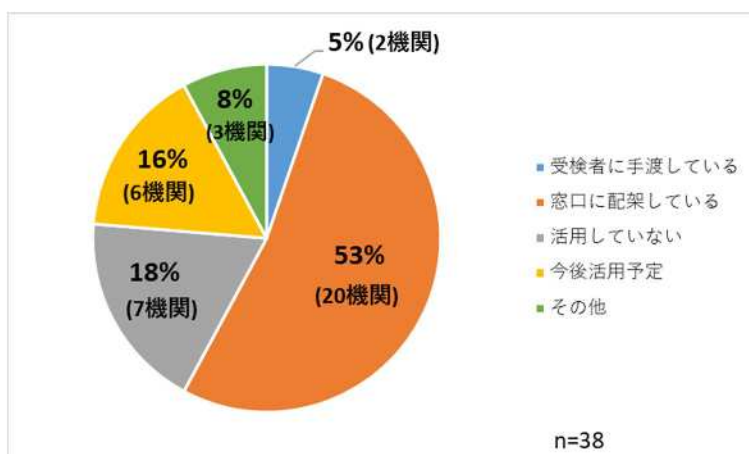
7) 4) 以外に職域の検査数を増加させるための取組みを行っていますか。



具体的な啓発内容（自由記載）

- ・事業所担当者向けの健康管理セミナー等
- ・協会けんぽ検診受診者以外にも、一般の受診者に対して肝炎検診を勧める声かけを行っている
- ・協会けんぽ健診以外でも事業所に対して肝炎検査のオプションを用意しています。
- ・院内ポスターなど
- ・協会けんぽ生活習慣病予防健診対象の肝炎検査初回受診者は、全額事業者負担で実施（JAしまねのみ）
- ・必ず声を掛けている
- ・院内で肝炎検査を推奨するチラシを掲示している。
- ・強化年度を設けて声掛けを徹底する。

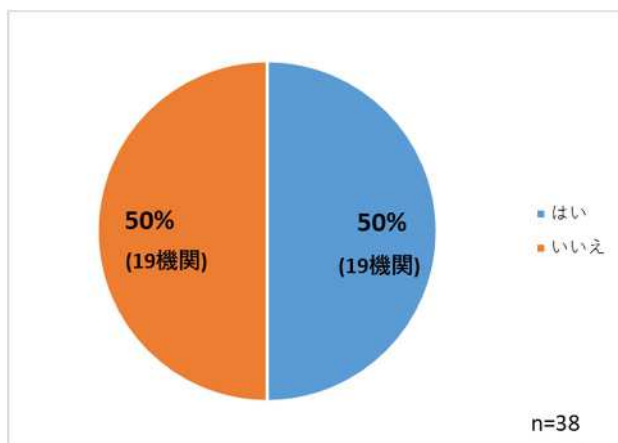
8) 県から配布したグッズを活用していますか。



その他

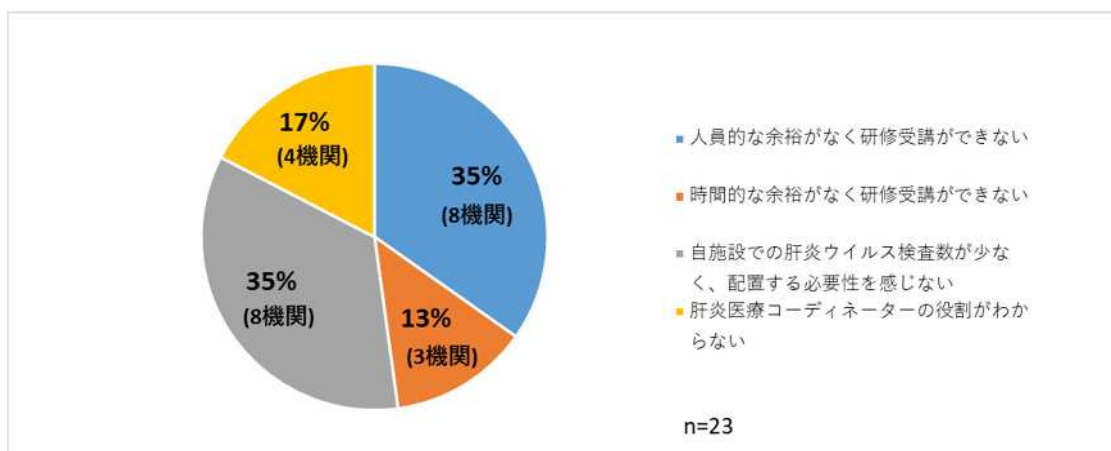
- ・グッズの提供を受けていないと思います。
- ・協会けんぽ受診者に限らず、啓蒙の意味で広くお渡ししている
- ・県から配布のポケットティッシュがないので活用しておりません。

9) 島根県肝炎医療コーディネーターを配置していますか。



10) 9)で「いいえ」を答えた方のみ(複数回答可)

コーディネーターを配置していない理由は何ですか。



11) 職域受検者への働きがけで有効と思うことを記入してください(自由記載)

- ・肝炎ウイルスと肝硬変、肝がん等との関連についての情報提供
- ・血液検査の際に個別に検査についてお話しする
- ・テレビCM、院内ポスターなど
- ・検査費用を事業者負担とすること
- ・チラシの配布
- ・協会けんぽから各会社へ送る一覧表に、肝炎検査の補助を利用したことがない人を表示する
- ・ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症であり、自覚症状が少なく発見されにくく、進行した場合は生命に関わるケースがあるということを認識していないことが多い。ので、検査していない人を抽出して個別に働きかけることが重要である。
- ・協会けんぽなどから事業所への周知をしていただくこと。
- ・やはり受検歴を確認する。

12) ご意見等がありましたら記入してください(自由記載)

- ・本人が検査歴を十分に把握していないこともあり他施設での実施歴当正確に把握できないことがある。
 - ・医療機関にやってこない人も対象にしないといけないので、ご家族にも呼びかける内容のチラシを作ったり、市報とともに配布するチラシを準備する。(市報の中に記事として記載しても、見ない人がいるのであまり有効な手ではない)
 - ・本当にまだこの検査が必要ですか?昨年度の陽性者はどのくらいありますか?
 - ・肝炎ウイルス検査を受けたことがあるかないか本人が把握していないケースがある(以前実施した人が再度申込をする場合あり)。
- 受付窓口および健診システムはオフラインで運用しており、他施設での実施につい

ては不明であるため困ることがある。

- 本人が検査をしたことがあるかどうかを覚えていないので、受検歴の確認が曖昧になる。
- C型肝炎抗体検査はほとんどの方が陰性で判定4です。(当院ではすべて判定4) あらかじめPCR検査用に検体を採取しておくのは無駄であり行っていません。抗体陽性の際再度採血を行う必要があり負担です。
検診としては抗体検査のみで、抗体陽性であればその後のウイルス量の検査以降は保険診療で良いのではないかと思います。
- 肝炎ウイルス検査受診歴の確認がとりづらい事。

<結果まとめ>

- 職域健診の際に肝炎ウイルス検査の受検歴を確認している医療機関のうち、33% (6 機関) が、受検歴がない場合であっても検査受検の勧奨をしていなかった。
…調査結果 3)
- 検査陽性者を精密検査実施医療機関へ紹介していない医療機関が8% (3 機関) あった。
…調査結果 6)
- 職域の検査数を増加させる取り組みとして、協会けんぽ検診受診者以外の受診者にも肝炎ウイルス検査勧奨や声掛けを積極的に行っている医療機関があった。
…調査結果 7)
- 回答のあった医療機関のうち50% (19 機関) が肝炎医療コーディネーターを配置していなかった。
…調査結果 9)
- 「人力的な余裕がなく研修受講ができない」・「自施設での肝炎ウイルス検査数が少なく、配置する必要性を感じない」との理由から肝炎コーディネーターを配置していない医療機関がそれぞれ35%あった。
…調査結果 9)、10)
- 検査結果を本人が把握していないことがあり受検歴の確認が曖昧になっている。確認がとりづらいという意見が4機関からあがった。
…調査結果 12)

感 第 773 号
令和6年2月26日

健診実施機関の長 様

島根県健康福祉部感染症対策室長
(公 印 省 略)

職域健診における肝炎ウイルス検査等に関するアンケート調査について (依頼)

平素より、肝炎対策につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本県では、「島根県肝炎対策推進基本指針」に基づき、県内の各事業所における肝炎対策を推進しているところです。各事業所には、肝炎ウイルスの感染に自覚のない方や感染に気付いていても、早期の治療につながっていない方が一定数おられる可能性があります。

そこで、職域健診を通して早期に肝炎ウイルスの感染を自覚し、早期に治療を受けられる環境を整えることが重要と考えています。

つきましては、職域健診実施機関における肝炎ウイルス検査の実態を把握し、今後の対策の検討に資するため、下記のとおりアンケートを実施しますので、御多忙のところ恐れ入りますが、御回答いただきますようお願いいたします。

記

1 調査内容

別添 アンケート回答用紙 による

2 回答方法等

【令和6年3月15日(金)】までに、URL 又は二次元コードから回答先へアクセスし
ご回答ください。

URL <https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/surveys/5773383371897392694>

二次元コード



上記から回答が難しい場合は、別添の回答用紙に御記入の上、Fax 又はメールにて御回答ください。

(照会先)
感染症対策室
感染症対策第一スタッフ 担当：北廣
Tel : 0852-22-6530
Mail : corona-yakuji@pref.shimane.lg.jp

7) 4) 以外に職域における肝炎ウイルス検査の受検者数を増加させるための取組みを行っていますか。

はい

いいえ

はいの場合、具体的な内容を記載してください。
例) 強化月間を設け、職域対象者へ積極的に受検勧奨している。

8) 県から配布したグッズ（ポケットティッシュ）を活用していますか。

- 受検者に手渡している
- 窓口に配架している
- 活用していない
- 今後活用予定
- その他（)

9) 島根県肝炎医療コーディネーターを配置していますか。

はい

いいえ

10) 9) で「いいえ」と答えた方のみお答えください。

島根県肝炎医療コーディネーターを配置していない理由は何ですか。

- 人力的な余裕がなく研修受講ができない
- 時間的な余裕がなく研修受講ができない
- 自施設での肝炎ウイルス検査数が少なく、配置する必要性を感じない
- 肝炎医療コーディネーターの役割がわからない
- その他（)

11) 肝炎ウイルス検査を受検してもらうために、職域健診受検者への働きかけとして有効だと思われることをお聞かせください。

12) 肝炎ウイルス検査の促進に関するご意見やお困りの事等がありましたらお聞かせください

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

令和6年度予算と事業予定

資料2

(単位:千円)

事業名	令和5年度予算額 (当初)	令和5年度決算額	令和6年度予算額	事業予定
肝炎ウイルス無料検査	7,413	7,288	7,511	県内保健所・肝炎ウイルス検査委託医療機関で無料検査を実施
肝炎対策の普及・啓発	623	550	755	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 肝臓週間及び世界肝炎デーに合わせた広報活動 ▪ 肝炎ウイルス検査促進リーフレットの配布 ▪ テレビ、ラジオ、新聞 等を利用した広報活動
フォローアップ普及・啓発	246	11	246	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 保健所又は市町村からフォローアップを実施 ▪ リーフレット等に事業内容を掲載
精密検査費用助成	549	172	495	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 周知用のチラシを作成し、配布 ▪ 肝炎等精密検査実施医療機関で精密検査を実施
肝炎医療コーディネーター養成	229	84	229	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 肝炎医療コーディネーター養成研修 ▪ 肝炎医療コーディネーター継続研修
肝疾患診療地域連携体制強化	11,341	11,341	11,337	肝疾患連携拠点病院が実施する事業費の補助
肝炎治療医療費助成	76,422	50,947	73,022	専門医による審査会において、認定された方に対する医療費の一部助成
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	19,291	3,316	19,291	肝がん・重度肝硬変の方の入院治療・肝がんの通院治療の一部に対する助成（平成30年12月開始）
健康増進事業費補助金	11,155	6,377	11,620	市町村が実施する肝炎ウイルス健診費用への補助
計	127,269	80,086	124,506	

島根県肝疾患診療連携拠点病院（島根大学医学部附属病院）活動予定

資料 3

【R6年度予定】

【肝臓病教室・家族支援講座】

第1回

日時:2024年6月1日～8月31日

形式:動画配信

講演:肝臓病教室『慢性肝臓病の克服を目指して』

出雲市立総合医療センター 院長 佐藤秀一先生

家族支援講座『肝臓病 こんな時どうする?』

出雲市立総合医療センター 臨床検査科

臨床検査技師 馬庭恭平先生

第2回

日時:2024年9月1日～11月30日

形式:動画配信

講演:肝臓病教室『未定』

島根県立中央病院 肝臓内科部長 三宅達也先生

家族支援講座『未定』

島根県立中央病院 臨床心理士/公認心理師 大迫千都香先生

第3回

日時:2024年12月1日～2025年2月28日

形式:動画配信

講演:肝臓病教室『未定』

未定

家族支援講座『未定』

未定

まとめ配信

日時:2025年3月1日～3月31日

【肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の利用促進事業】

日時:～2025年3月31日

形式:動画配信

講演:『ウイルス性肝炎による島根県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象要件の変更について』

島根県健康福祉部健康推進課 課長補佐 門脇和也先生

【肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会及び連絡協議会参加者向け研修会】

(肝炎情報センター主催)

第1回

日時:2024年7月19日(金)

形式:ハイブリッド開催

会場:東京コンファレンスセンター品川

第2回

日時:2025年1月24日(金)

形式:ハイブリッド開催

会場:東京コンファレンスセンター品川

【啓発活動】

世界肝炎デー:7月28日(日)

肝炎週間:7月22日(月)~7月28日(日)

内容:○ライトアップ

出雲日御碕灯台、TSK さんいん中央テレビ、NHK 放送会館鉄塔、山陰合同銀行
本店ビル、しまね海洋館アクアス

○TVCM

TSK さんいん中央テレビ、NKT 日本海テレビ

○情報番組(パブリシティ)

NKT 日本海テレビ

○グッズ (啓発マスク)

【島根県肝炎対策協議会】(島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係主催)

日時:2024年7月23日(火)16:00~18:00

会場:島根県長本庁舎

【市民公開講座】(日本肝臓学会主催 肝がん撲滅運動)

日時:2024年8月3日(土)

会場:隠岐の島町役場 1階町民ホール

司会:宇野内科医院 院長 宇野吾一先生

講演1:『隠岐地域の健康指標について~健康寿命延伸に向けて~』

隠岐保健所 所長 岡達郎先生

講演2:『肝臓の病気 ABCDと島根県の肝がんの現状について』

島根大学医学部附属病院 肝臓内科診療科長

肝疾患相談・支援センター センター長 飛田博史

【肝炎医療コーディネーター研修会】(日本肝臓学会主催)

日 時:未定

形 式:動画視聴

講 演:『肝炎対策の現状と課題

～肝炎医療コーディネーターが推進する日本の肝炎対策～』

国立国際医療研究センター 肝炎免疫研究センター

肝炎情報センター センター長 考藤達哉先生

『未定』

島根大学医学部附属病院 肝臓内科診療科長

肝疾患相談・支援センター センター長 飛田博史

【肝炎対策地域ブロック戦略合同会議】(肝炎情報センター、厚生労働省主催)

中四国ブロック世話人:島根大学医学部附属病院 飛田博史

日 時:2024年10月15日(火) 13:00～

形 式:ハイブリッド開催

会 場:松江テルサ 大会議室

【情報発信力強化戦略会議】(肝炎情報センター主催)

日 時:2025年2月頃

形 式:未定

会 場:未定

【島根県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会】

日 時:2025年2月6日(木)15:00～15:45

形 式:未定

会 場:ゼブラ棟 だんだん

【肝炎専門医療従事者研修】

日 時:2025年2月6日(木)16:00～17:00

形 式:未定

講 演:『未定』

鳥取大学医学部附属病院 消化器・腎臓内科

鳥取県肝疾患相談センター センター長 永原天和先生

【肝疾患相談支援センター関係者向け研修会】(肝炎情報センター主催)

日 時:2025年3月1日(土)

形 式:未定

会 場:未定

【肝疾患相談・支援センター会議】

第1回 2024年4月22日(月)

第2回 2024年7月8日(月)

第3回 未定

令和6年度島根県肝炎医療コーディネーターの養成・継続研修実施予定

- 目的 県では、肝炎対策を推進するため、「島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱（以下「要綱」という。）」を定めています。この要綱に基づき、肝炎医療コーディネーターを養成し、また、継続研修を行い養成した肝炎医療コーディネーターの技能向上に繋がります。
- 主催 島根県
- 開催方法 オンライン研修

【養成研修】

- 配信期間 令和6年11月1日（金）～令和7年2月28日（金）
（一部内容はライブ配信のみ：調整中）
- 対象者
 - （一）医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療事務等の保健医療関係者
 - （二）保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者
 - （三）民間企業、医療保険者等職域の健康管理担当者
 - （四）教育機関に勤務する者（教員、養護教諭、事務職員等）
 - （五）肝炎患者若しくはその家族、その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者（患者会会員、福祉関係者等）
- 内容
 - ① 肝炎医療コーディネーターが推進する日本の肝炎対策
 - ② 島根県の肝炎の現状と助成制度について（肝炎医療コーディネーターの活動紹介を含む）
 - ③ 肝炎等の最新情報
 - ④ 肝炎訴訟について
 - ⑤ 患者の声

【継続研修】

- 配信期間 令和6年11月1日（金）～令和7年2月28日（金）
- 対象者 島根県肝炎医療コーディネーターとして認定され名簿に登録されている者（R6年9月末時点）
- 内容
 - ① 肝炎医療コーディネーターが推進する日本の肝炎対策
 - ② 島根県の肝炎の現状と助成制度について（肝炎医療コーディネーターの活動紹介を含む）
 - ③ 肝炎等の最新情報
 - ④ 肝炎訴訟について

令和6年度 職域への働きかけ

(1) 肝炎ウイルス検査委託医療機関に向けた取り組み
・肝炎ウイルス検査受診勧奨ツールとしてチラシ及びグッズを配布。
(2) 事業所に向けた取り組み
【11月開催予定】島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会（商工会・商工会議所・労働局・産業保健総合支援センター等職域関係者）にて周知 ・肝炎ウイルス検査の呼びかけ ・肝炎医療コーディネーター養成研修の周知
(3) 保険者に向けた取り組み
【7月開催予定】島根県保険者協議会にて周知 ・肝炎ウイルス検査等の呼びかけ
(4) その他
・研修等を通じて、受検済みカード配布の徹底を肝炎医療コーディネーターへ周知する。 ・肝炎医療コーディネーターの活動内容の理解が得られるよう、研修や県ホームページなどを通じて周知をしていく。

島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領
修正の主なポイント

「島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領」について、主に下記の点について修正。

○研修受講申込方法について、しまね電子申請サービスを加えた方法に修正。

○活動報告提出方法について、しまね電子申請サービスを加えた方法に修正。報告時期を毎年度末に修正。

島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領

島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条により、養成及び継続研修の申込、肝炎医療コーディネーターの認定及び登録の取消、活動内容及び活動報告等について下記のとおり定めることとする。

第1 養成及び継続研修

（1）実施方法

要綱第5条第1項及び第2項に定める養成研修、または要綱第7条第1項第三号に定める継続研修は、各年度の肝炎医療コーディネーターの養成及び継続研修の実施要項（以下「実施要項」という。）に以下を定め実施する。

- 1) 開催日時・会場・開催方法
- 2) 内容
- 3) 申込方法（提出先、申込締め切り等）
- 4) 要綱第7条第3項ただし書きに規定する、継続研修の一部を免除できる研修会等の受講要件

（2）養成研修受講申込

養成研修の受講を希望する者は、**しまね電子申請サービスから下記事項を入力し、県に申し込む。**しまね電子申請サービスでの申し込みが難しい場合は、島根県肝炎医療コーディネーター養成研修受講申込書（以下「養成研修受講申込書」という。）（様式1）に、下記事項を記載し、県に申し込む。

- 1) 所属機関
 - ①医療機関 : 医療機関名
 - ②市町村又は保健所 : 所属名
 - ③上記以外の機関 : 機関名
 - ④個人 : **所属機関欄は空欄個人名**
- 2) 連絡先

電話番号の他、メールアドレス（無ければF a x 番号）を記載のこと。
- 3) 参加を希望する研修

実施要項に明記された研修の日時、会場を記載する。所属機関内で、複数の参加者がいる場合は、研修会日時及び会場ごとに**申込書を作成する。申し込む。**
- 4) 所属課名、職種氏名及び連絡先

市町村や保健所の担当課を記載する。

職種は、医師、薬剤師、看護師、MSW、医療事務等保健医療職名を、氏名は、楷書で記載する。

連絡先が、申込者欄で記載したものと同一であれば記載は不要とする。
- 5) 備考

要綱第8条第1項に規定する認定及び登録の取消を受けたことが有る場合は、最終受講した研修の年度等を**備考欄**に記載することとする。

(3) 継続研修受講申込

継続研修の受講を希望する者は、**現地開催の場合、しまね電子申請サービスから下記事項を入力し、県に申し込む。**しまね電子申請サービスでの申し込みが難しい場合は、島根県肝炎医療コーディネーター継続研修受講申込書（以下「継続研修受講申込書」という）（様式2）に下記事項を記載し、**県に申し込む提出する。**オンライン開催の場合は、**申込不要とする。**

1) 所属機関、連絡先並びに参加を希望する研修

“(2) 養成研修受講申込”と同じ

2) 認定番号

知事が交付した認定証に記載の番号（以下「認定番号」という。）を記載する

3) 備考

過去に認定を受けたことがあり、その後、島根県肝炎医療コーディネーター辞退届（以下「辞退届」という）（様式3）を提出した場合であっても、過去3年以内に養成あるいは継続研修を受講していれば、継続研修の対象者となることができる。

その場合、過去の認定番号及び旧所属名、若しくは、個人の場合“個人”と記載すること。

第2 認定及び登録の取消

(1) 辞退届（様式3）の提出

職場の転勤等で肝炎対策に携わらなくなったこと等を理由に辞退する場合は、辞退届（様式3）に下記事項を記載し、県に提出（郵送**または**Fax）する。この場合、県の受理日を持って認定及び登録の取消を行う。

1) 所属機関並びに連絡先

“**第1** (2) 養成研修受講申込”と同じ

2) 辞退当該者の氏名、認定番号及び理由

3) 現所属以外の機関や個人で、引き続き肝炎医療コーディネーターとして活動する意欲のある場合は、備考欄に、新たな所属名あるいは個人で活動する旨を記載する。

記載がある場合は、直ちに認定及び登録の取消を行わない。

4) 機関の場合は、当該者が辞退後の、所属における肝炎医療コーディネーターの配置数

所属の肝炎医療コーディネーターが0人となった場合は、ホームページで公表している配置機関のリストより所属名を削除する。

(2) その他

1) 要綱第8条第1項第一号に規定の場合、県で、その事実を把握した時点で認定及び登録の取消を行う。

2) 要綱第8条第1項第二号に規定の場合、辞退届（様式3）の提出の有無にかかわらず、当該年度末に認定及び登録の取消を行う。

第3 活動内容

肝炎医療コーディネーターは、日常業務で肝炎に関する普及啓発、情報提供及び相談助言を行う他、次に掲げる具体的活動を行う。

(1) 普及啓発活動

- 1) 肝炎デー（毎年7月28日）等に関連して行われる街頭キャンペーンへの参加
 - 2) 県内高等学校肝炎特別授業のサポート
- (2) 研修等への参加
- 1) 島根県肝炎診療連携拠点病院が開催する肝臓病教室、患者支援講座の参加
 - 2) 市民公開講座の参加
 - 3) その他、県が指定した研修会等の参加

(3) 肝炎ウイルス検査受検証明カード（参考様式2）の配布

過去に肝炎ウイルス検査を受けた方であっても、検査を受けたこと、及びその結果を記憶していないことや、精密検査や治療が必要な方が受診しないで放置している場合がある。

このため、肝炎ウイルス検査を受けたことを証明するカードを配布していく。

1) 共通の活動

- ・ 検査を受けていない方を見つけ出し、検査を受けるよう勧奨する。
- ・ 受診が必要な方の受療状況等を確認し、場合により受診勧奨する。

2) 各機関の活動（例示）

①肝疾患診療連携拠点病院及び精密検査実施医療機関

- ・ カードを持っているのか確認し、持っていなければ手渡す。
- ・ 主治医の指示、“定期的な受診が必要”“治療後：経過観察必要”等の記入するよう伝える。

②肝炎ウイルス検査委託医療機関

- ・ 本人への結果返しの際、結果と一緒に手渡すか、後日結果を郵送する場合は同封する。
- ・ 検査を受けた日、施設名及び検査結果は、そのまま記入するよう伝える。

③市町村及び保健所

- ・ 各種手続きの際に、カードを持っているのか確認し、持っていなければ手渡す。
- ・ 把握した、“精密検査受診済”“治療中”“治療後経過観察中”等の~~を~~を記入するよう伝える。

④職域関係

- ・ 過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがある者にカードを配布する。
- ・ 検査結果通知があった後、記載内容をそのまま記入するよう伝えておく。

⑤検診実施機関

- ・ 問診の際等で、カードを持っているのか確認し、持っていなければ、カードを手渡す。
- ・ 後日送付される検査結果を、記入しておくよう伝えておく。

⑥調剤薬局等

- ・ 来所者等が、カードを持っているか確認し、持っていなければ、カードを手渡す。
- ・ カードを手渡す際、過去の肝炎ウイルス検査受検の内容を聞き取り、カードへの記入するよう伝える。

3) 各検診結果のカードの記入方法

肝炎医療コーディネーターは、カードの外側の左下に、認定番号と配布年月日を記載しておく。

検診の別、検査結果の確認方法に留意して代筆するか、記入方法を相手に伝える。

検査結果は、基本的に本人が記入することとし、結果記入を強要はしないこと。また、本人の同意を得た後であれば、カードへの代筆は可能とする。

基本的に、結果通知書等で確認できる以外の、本人の記憶（時期、検査機関や検査結果）等の場合、括弧書きで記入する。

①健康増進法による検診、保健所及び委託医療機関での検査

- ・ 本人への結果返しの際、手渡すか、後日を郵送する場合は、同封する。
- ・ 検査を受けた日、施設名及び検査結果を記入する。

②人間ドック、妊婦健診及び手術前検診

- ・ 保健相談等でカードを持っているのか確認し、持っていなければ手渡す。
- ・ 施設名欄に施設名と括弧書きで（人間ドック等）と記入する。
- ・ 肝炎ウイルス検査結果を説明し記入しておく。
- ・ カードを既に持っている場合であっても、本人が希望すれば新たなカードを手渡し、古いカードはその場で粉碎して廃棄する。特に、過去と検査結果が異なる場合は、必ずカードを更新すること。

③協会けんぽでの検診

- ・ 採血した日に、カードを手渡す。
- ・ 採血日及び、施設名欄に施設名と括弧書きで（協会けんぽ）と記入する。
- ・ 後日送られる検査結果をそのまま記入する。

④過去の検査受診の聞き取り

- ・ 各種相談対応で、カードを持っているのか確認し、持っていなければ、手渡す。
- ・ 検査を受けた時期、施設名、検査を受けた動機等を括弧書きで記入する。
（例：妊婦健診、手術前検査、〇〇保健所で受けた）
- ・ 本人からの聞き取りの情報のみである場合は、括弧書きで記入する。
- ・ 未受診の感染者（陽性と判定されているのに精密検査を受けていない者）と思われる方には、精密検査実施医療機関への受診を助言する。

第4 活動報告

肝炎医療コーディネーターは、毎年度末までに、その当該年度の活動状況の報告をしまね電子申請サービスから県へ報告する。しまね電子申請サービスでの報告が難しい場合は、島根県肝炎医療コーディネーター活動報告書（以下「活動報告書」という）（参考様式1）で報告する。

~~活動報告書（参考様式1）は養成研修あるいは継続研修の際、県が配布し、肝炎医療コーディネーターは各年度初回の継続研修の1ヶ月前までに提出する。県は活動報告書により受講済の研修を確認し、継続研修の一部免除や必修講義の確認を行う。~~

~~継続研修に受講できない場合、新たな活動報告書（参考様式1）は、継続研修の開催後、県が配布する。~~

~~継続研修の一部の免除を申請する場合は、活動報告書（参考様式1）の参加研修会等の欄において、研修等の開催年月日、名称、開催場所及び県が委任した者の押印（サインも可）の記載があることが必要である。ただし、オンライン開催等で出席の確認が可能場合の押印（サイン）の記載はこの限りでない。~~

第5 その他

（1）連絡及び情報提供

必要に応じ、養成研修受講申込書（様式1）に記載された連絡先に、県、各保健所又は島根大学医学部附属病院からメール（あるいはFax）により行う。

1) イベント及び研修の開催通知

肝臓デーの街頭キャンペーンなどのイベントや、肝臓病教室及び家族支援講座など研修の情報提供を通知する。

(2) 活動の周知

1) 配置機関の公表

養成研修受講申込書(様式1)に記載された機関名や市町村及び保健所の所属課名、連絡先は、肝炎医療コーディネーターが配置されている機関のリストとしてホームページ及び広報誌などで周知する。

なお、配置されている機関として公表されていても、その機関に肝炎医療コーディネーターが不在となった場合は、リストから削除する。

2) 活動内容の周知

肝炎医療コーディネーターの活動内容を、肝炎患者やその家族、医療機関、民間企業及び地区住民に広く知られ、活動への理解が図られるよう、ホームページ及び広報誌などで周知する。

附則 この実施要領は、平成30年8月29日から適用する。

ただし、第4 活動報告については、平成31年度の県が実施する継続研修から施行する。

附則 この実施要領は、令和元年10月2日から施行する。

附則 この実施要領は、令和4年2月4日から施行する。

附則 この実施要領は、令和6年7月 日から施行する。

島根県肝炎医療コーディネーター養成研修受講申込書

(元号) 年 月 日

所 属 :

(個人の場合は個人名)

連絡先 : <Tel> — —

<Fax> — —

<E-mail>

@

下記のとおり受講を申し込みます。

◆参加を希望する研修（複数日時・会場を希望する場合はそれぞれ作成すること）

日時 : _____

会場 : _____

◆参加者

所属課名	職種・氏名	連絡先	備考
		<Tel> <Fax> <e-mail>	
		<Tel> <Fax> <e-mail>	
		<Tel> <Fax> <e-mail>	

※連絡先は、<e-mail>あるいは<Fax>を必ず記載してください。

(<e-mail> が利用できない場合のみ <Fax> を使用します)。

この連絡先は、肝炎医療コーディネーターに関係した情報提供に限って、使用します。

(県庁感染症対策室薬事衛生課、各保健所又は島根大学医学部附属病院 肝疾患相談・支援センターから、発信します)

連絡先が所属の所属欄の記載のものと同じ場合は、記載不要です。

※過去に肝炎医療コーディネーターとして認定を受けたことがあり、その後下記の事由により取り消されたことがある場合は、その取り消し時期と、事由の番号を備考欄に記入下さい。

事由① 継続研修を3年続けて受講しなかったとき

事由② 辞退届を提出（養成あるいは継続研修を3年以上受講していない場合）

※申込書は、研修会場毎に作成し、提出(郵送または Fax)をお願いします。

※提出先(郵送または Fax)

〒690-8501 松江市殿町1 島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係

(Tel : 0852-22-5254 FAX : 0852-22-6905)

島根県肝炎医療コーディネーター継続研修受講申込書

(元号) 年 月 日

所 属 :

(個人の場合は個人名)

連絡先 : <Tel> _____

<Fax> _____

<E-mail> _____@_____

下記のとおり受講を申し込みます。

◆参加を希望する研修（複数日時・会場を希望する場合はそれぞれ作成すること）

日時 : _____

会場 : _____

◆参加者

氏名	認定番号	備考

※申込書は、研修会場毎に作成し、提出(郵送または Fax)をお願いします

(継続研修の対象者について)

※職場の転勤など肝炎対策に携わらなくなった場合等で所属機関からの辞退届を提出していても、個人での活動に意欲がある場合には、個人での申し込みができます。

※職場が変わっても引き続き肝炎対策に関わられる場合は、一度、旧所属機関で辞退届を提出し、新たな所属機関の継続研修の対象者となることができます。

※ただし、いずれの場合も、過去3年間のうち1度は養成あるいは継続研修を受講されていることが必要です。継続研修の申し込みされる場合は、備考欄に、辞退届を提出された時期と旧所属機関名を記載して下さい。

過去3年以上、受講されていない場合は、継続研修は受けることはできません、養成研修を受講して下さい。(様式1により申込)

※提出先(郵送または Fax)

〒690-8501 松江市殿町1 島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係

(Tel : 0852-22-5254 FAX : 0852-22-6905)

島根県肝炎医療コーディネーター 辞退届

(元号) 年 月 日

島根県知事様

所 属 :

(個人の場合は個人名)

連絡先: <Tel> — —

<Fax> — —

<E-mail> @

下記の者について、島根県肝炎医療コーディネーターを辞退したいので、次のとおり届け出ます。

記

氏 名	認 定 番 号	理 由	備 考

【所属のみ】

上記の者が辞退後の当所属内の肝炎医療コーディネーターの人数	人
-------------------------------	---

辞退された方を除いた所属の肝炎医療コーディネーターの人数を記載してください↑

※所属の肝炎医療コーディネーターが0人となった場合は、ホームページより所属名を削除します。

※所属が変わる場合や個人で、引き続き肝炎医療コーディネーターとして活動する意欲のある場合は、備考欄に、新たな所属名あるいは個人で活動する旨を記載してください。

記載がある場合は、直ちに認定及び登録の取消を行いません。

(個人で認定されていた方の記入について)

※表に認定番号及び理由を記入願います。所属内のコーディネーターの人数は記載不要です。

※記載後、提出(郵送またはFax)願います。

提出先 〒690-8501 松江市殿町1 島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係感染症対策室感
染症対策第二グループ (お問合せ先 Tel: 0852-22-5254 FAX: 0852-22-6905)

<表A5>

島根県肝炎医療コーディネーター活動報告書

氏名：

認定番号：

◆研修会等への参加

年月日	研修会等名称	場所	確認
・			/
・			/
・			/
・			/
・			/

※ ~~継続研修の一部免除を申請する場合は、確認欄に、県が委任した者の、押印（自筆サインも可）が必要です。~~

~~◆継続研修への参加確認~~

肝炎の現状と対策	情報・意見交換	最新情報
—月—日受講	・—月—日受講 ・—受講免除	・—月—日受講 ・—受講免除

<裏A5>

◆活動内容

実施した場合は、□にチェックをして下さい。

	活動内容	実施チェック
普及啓発	肝炎の検査や治療に関する普及啓発	<input type="checkbox"/>
	肝臓週間にかかるキャンペーン参加	<input type="checkbox"/>
	肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内	<input type="checkbox"/>
	その他（内容を記載）	
個別相談 受検・受 診勧奨	肝炎ウイルス検査受検状況の確認	<input type="checkbox"/>
	肝炎ウイルス検査未受検者への受検勧奨	<input type="checkbox"/>
	肝炎ウイルス検査受検証明カードの配布	<input type="checkbox"/>
	肝炎の検査や治療に関する情報提供もしくは相談助言	<input type="checkbox"/>
	肝炎患者等への受診勧奨	<input type="checkbox"/>
その他 具体的な活 動内容を記 載	その他活動の内容を記載：	

活動が実施できていない場合は、理由をお書きください。（今後の取組の参考にさせていただきます。）

~~表の◆継続研修への参加確認欄で、その年度の継続研修受講状況を確認します。~~

※記載後、提出（郵送または Fax）願います。

提出先 〒690-8501 松江市殿町1 島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係感染症対策室感
染症対策第二グループ（お問合せ先 Tel : 0852-22-5254 FAX : 0852-22-6905 ）

●氏名	
●検査を受けた日(時期)	年 月 日
●検査を受けた施設名	
認定第 号 配布年月日	

島根県 肝炎ウイルス検査 受検済みカード

このカードはなくさないように、保管して下さい。

●検査結果は、下記にご自身で記入願います。*

B型肝炎(HBs抗原) (+ ・ -)

C型肝炎(HCV抗体) (+ ・ -)

※結果記入は、肝炎医療コーディネーターへ依頼もできます。

この
線
で
谷
折
り

このカードの留意点

- このカードは、1人1枚が基本です。
- 更に新たなカードが手渡される機会があれば、“私は持っています”と必ず伝えて下さい。
- ウイルス検査の結果が変更される場合等は、新たなカードと交換いたします。

肝疾患相談・支援センター

島根大学医学部附属病院(肝疾患診療連携拠点病院)内

◆電話: 0853-20-2721

◆相談受付: 平日(土・日・祝を除く)9:00~16:00

島根県感染症対策室/2021年9月作成

ウイルス性肝炎による
島根県肝がん・重度肝硬変治療研究
促進事業の助成対象要件の変更について

1

島根県健康推進課

本事業の目的

- ▶ B型・C型肝炎ウイルスが原因で重度（非代償性）肝硬変及び肝がんへと進行した患者の方の医療費の軽減を行い、また同時に肝がん・重度肝硬変の予後の改善や再発の抑制を目指した治療研究を促進すること

医療費助成の内容

■ 入院の場合

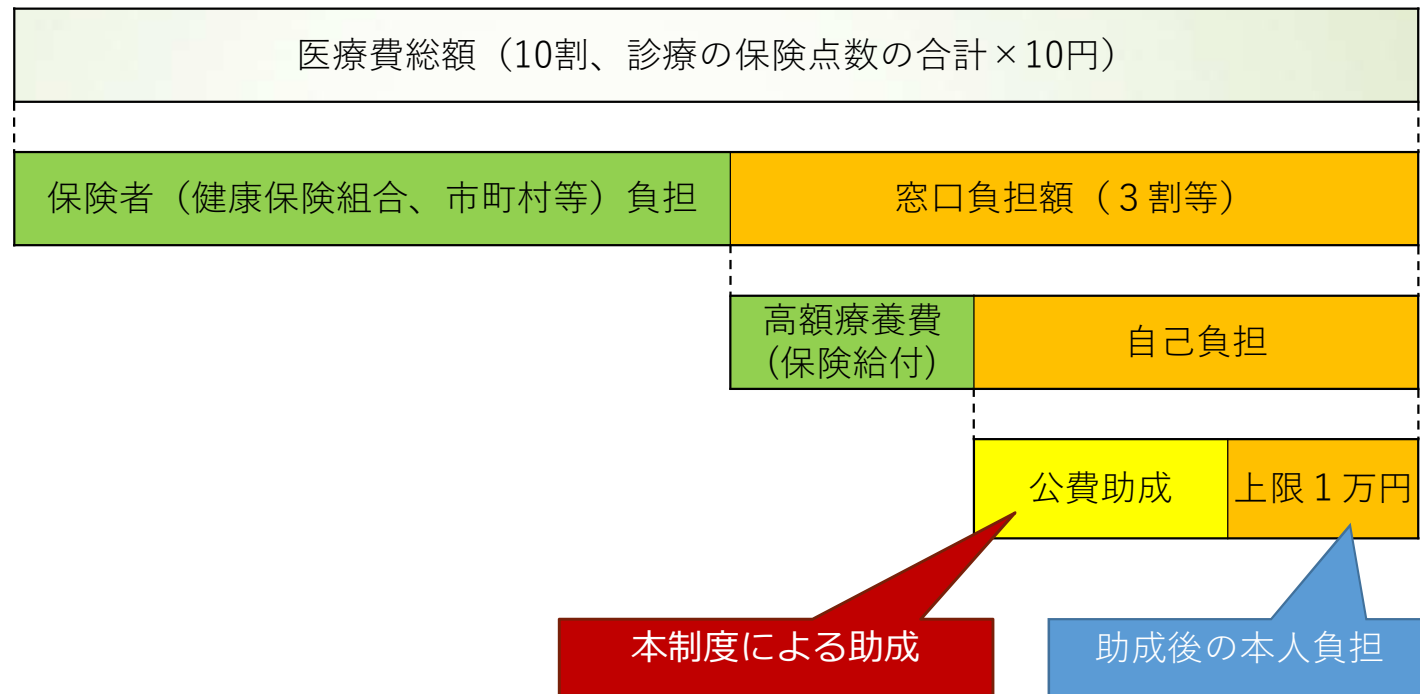
窓口の支払いで自己負担限度額 1万円（月額）

■ 通院の場合

償還払いで自己負担限度額 1万円（月額）

（医療機関の窓口で一旦3割等の金額を支払い、後日償還払
（保健所で請求の手続きを行い、自己負担額との差額を県
から振込）

医療費助成のイメージ



実施主体と国研究事業への参加同意

- 国の治療法の研究事業を活用し、島根県が医療費助成を実施
- 県の医療費助成事業を利用するためには、治療研究のため患者さんの治療等のデータを国に情報提供することに同意いただくことが必要（参加同意）
 - 治療研究の成果は患者さんに還元

対象者

- ▶ 島根県内に住所を有する方
- ▶ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変と診断された方
- ▶ 医療保険各法の被保険者または被扶養者の方
- ▶ 所得要件が一定の基準(370万円以下)を満たす方
- ▶ 国の研究事業に同意いただける方

※ 申請先は最寄りの保健所です

対象医療①

- ▶ ・ ウイルス性肝炎による肝がん・重度肝硬変の入院関係医療又は肝がん外来関係医療
→ ウイルス性肝炎による肝がん・重度肝硬変の治療に限ります
- ▶ ・ 高額療養費算定基準額を超えた場合に限る

対象医療② 今回の改正点

- 助成を受けようとする月に、当該月を含む過去24月の間に高額療養費の算定基準額を超える月が2か月以上あること
(改正前 それぞれ12月の間、3か月以上)

※ 医療費助成の対象となる2月日の医療は指定医療機関で行うことが必要

利用の実績（島根県の過去5年の推移）①

➡ 認定件数（延べ人数）

（単位：件（延べ人数））

病態別	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度 （暫定値）	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新
肝がん	0	0	1	0	19	1	8	11	6	9
非代償性肝硬変	1	0	1	2	0	0	2	0	0	2
肝がん・非代償性肝硬変併発	2	0	0	0	2	0	0	1	0	0
計	3	0	2	2	21	1	10	12	6	11

利用の実績（島根県の過去5年の推移）②

▶ 助成件数（助成を行った延べ月数）

（単位：件（助成を行った延べ月数））

病態別	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度（暫定値）		
	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	
肝がん	0	0	3	3	59	31	89	34	95	31	64
非代償性肝硬変	0	0	5	5	0	0	3	3	2	2	0
肝がん・非代償性肝硬変併発	6	6	2	2	2	2	3	3	1	1	0
計	6	6	10	10	61	33	95	40	98	34	64

※外来に対する助成は、R3年度より実施

最後に

- ▶ 今回の対象の拡大は、患者さんの負担軽減や制度の利用促進と医療機関の負担軽減を企図したもの
- ▶ 医療機関の皆様
→ 制度の周知について協力を賜りたい
- ▶ 患者さん、ご家族の皆様
→ 該当する場合は、最寄りの各保健所または健康推進課にご相談ください

- ▶ 制度に関する詳細はこちら

(厚生労働省) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kanen/kangan/index.html

(島根県) ウイルス性肝炎による肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/shippei/kangan/kangan-jyuudokankouhen-chiryoukenkyuu.html>

島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「島根県肝炎対策推進基本指針」及び「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用についての一部改正について（通知）」（令和5年2月3日付け健発0203号第4号厚生労働省健康局長通知）の基本的な考え方等に従い、「島根県肝炎医療コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）を養成、活用し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝臓がんの患者を含む。以下、「肝炎患者等」という。）へ適切な肝炎医療や情報提供等の支援をし、もって、肝硬変や肝がんへの移行を減らす等、島根県の肝炎対策を一層推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 島根県

(基本的な役割)

第3条 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受け、第6条に掲げる活動を行う。

- 2 コーディネーターは、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関をはじめとする関係機関と連携する。
- 3 コーディネーターは、肝炎ウイルス検査を受け、検査結果が陽性であった者が精密検査を早期に受診し、継続的な治療を受けられるようにフォローアップを行う。
- 4 コーディネーターは、肝炎患者が仕事と治療を両立し、継続できるように支援する。
- 5 コーディネーターは、地域や職域において肝炎に対する理解を広げ、肝炎患者等への差別の解消に繋げるよう活動を行う。
- 6 コーディネーターは、前各項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し合うものとする。

(配置する機関と人数)

第4条 コーディネーターを配置する機関と人数は、次のとおりとする。

- 一 肝疾患診療連携拠点病院及び肝炎等精密検査実施医療機関
各施設に1名以上配置する。
- 二 肝炎ウイルス検査委託医療機関
各施設に1名以上配置することが望ましい。
- 三 市町村及び保健所の肝炎対策担当部署
肝炎対策の業務に携わる者で、各市に複数名、各町村に1名以上、各保健所に1名以上配置する。
- 四 その他
第一号及び第二号に規定する以外の医療機関並びに第三号以外の機関等については、配置する機関及び配置する人数を任意とする。

(養成及び認定)

第5条 知事は、次に掲げる区分に該当する者で、県が実施する養成研修を受講した者をコーディネーターとして認定するものとする。

- 一 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療事務等の保健医療関係者
- 二 保健所又は市町村の肝炎対策担当者
- 三 民間企業、医療保険者等職域の健康管理担当者
- 四 教育機関に勤務する者（教員、養護教諭、事務職員等）
- 五 肝炎患者若しくはその家族、その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者（患者会会員、福祉関係者等）

2 県は、前項に規定する養成研修の開催にあたっては、受講を希望する者が受講しやすいように工夫して研修を行うこととする。

3 第1項に規定する養成研修の内容は、次の各号に定めるほか、各年度の肝炎医療コーディネーターの養成及び継続研修の実施要項（以下、「実施要項」という。）に定めることとする。

- 一 コーディネーターに期待される役割・心構え
- 二 島根県の肝炎の現状と対策等
- 三 肝炎等の基礎知識
- 四 肝炎患者等に係る支援制度
- 五 地域の肝疾患診療連携体制
- 六 島根県肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

4 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式1）及びバッジを交付し、コーディネーター名簿に登録を行うものとする。なお、コーディネーターは活動する際、バッジを着用する。

(活動内容)

第6条 コーディネーターの主な活動内容は、次に掲げる機関ごとに定める項目とする。

- 一 肝疾患診療連携拠点病院、肝炎等精密検査実施医療機関、肝炎ウイルス検査委託医療機関及びその他の医療機関
 - ① 肝炎の知識に関する情報提供、検査や治療に関する相談支援
 - ② 肝炎患者等や抗ウイルス治療後の者に対する受診勧奨及び受診の必要性の説明
 - ③ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ④ 肝疾患診療連携拠点病院や県が主催する研修会等への参加
 - ⑤ 地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等
- 二 市町村又は保健所の肝炎対策担当部署
 - ① 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - ② 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ③ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及びフォローアップ（肝炎患者等への受診勧奨等）の実施
 - ④ B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内及び感染予防に関する啓
 - ⑤ 地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等
- 三 民間企業、医療保険者等の職域機関
 - ① 事業主、人事管理部門、従業員等への普及啓発

- ②職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ③肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境づくり
- ④肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ⑤地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等
- 四 教育機関に勤務する者（教員、養護教諭、事務職員等）
 - ①児童、生徒、保護者及び学校内の職員等への肝炎に関する基本的知識の普及啓発
 - ②肝炎ウイルス検査の受検勧奨
 - ③地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等
- 五 その他
 - ①肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
 - ②肝炎ウイルス検査の受検案内
 - ③肝炎患者等への情報提供
 - ④地域や職域における啓発行事の企画、周知、実施、参加等

（技能向上及び活動支援）

- 第7条** 県は、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図るため、次の各号に定める支援を行うものとする。
- 一 コーディネーターの活動内容及び配置されている機関などを、ホームページ、広報誌その他様々な手段を用いて、周知を図る。
 - 二 第5条第4項に規定する名簿を拠点病院と共有し、研修会の案内、コーディネーターの交流や情報交換の機会を拠点病院と協力して確保する。
 - 三 受講を希望する者が受講しやすいように工夫して継続研修を行う。
- 2** コーディネーターは、前項第三号の継続研修を毎年度受講する。
- 3** 第1項第三号に規定する継続研修の内容は、次に定めるとおりとする。
ただし、実施要項に定めるところにより、継続研修の一部を免除できるものとする。
- 一 島根県の肝炎の現状と対策等
 - 二 活動報告や相談事例についての情報・意見交換
 - 三 肝炎等の最新情報

（認定及び登録の取消）

- 第8条** 知事は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項に規定する認定及び同条第4項に規定するコーディネーター名簿の登録を取り消すこととする。
- 一 コーディネーターとして役割に反する行為を行ったとき
 - 二 第7条第1項第三号に規定する継続研修を3年続けて受講しなかったとき
ただし、疾病その他のやむを得ない理由によりコーディネーターとして活動することが困難であったと認められる場合はこの限りでない。
 - 三 本人から辞退の届出があったとき
- 2** 前項第二号ただし書きの規定に該当する場合は、理由書を提出するものとする。

(守秘義務)

第9条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た個人情報
を漏らしてはならない。前条の規定により認定を取り消された後も同様と
する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、
島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領に定めること
とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年10月4日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成27年度及び平成28年度に養成研修を受講した者であって、修了書を交
付された者については、本要綱で規定する養成研修を受講し認定を行った者
とみなす。

(施行期日)

第3条 この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

第4条 この要綱は、令和2年9月11日から施行する。ただし、次に掲げる規定
は、令和5年10月4日から施行する。

一 第4条第一号

(特例措置)

第5条 平成29年度に認定若しくは継続研修を受講した以降、継続研修を受講し
ていない者については、令和2年度は第8条第1項第二号の規定を適用せ
ず、受講期限を1年延長する。

(施行期日)

第6条 この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

第 一 号

認 定 証

氏名

あなたは、(元号) ____年度島根県肝
炎医療コーディネーター養成研修会を
受講し、「島根県肝炎医療コーディネー
ターの養成及び活用に関する要綱」第
5条第1項の規定により「島根県肝炎
医療コーディネーター」であることを
認定する。

(元号) 年 月 日

島根県知事 ○○ ○○



2型糖尿病患者さんの肝がん早期発見 プロジェクトについて

島根県肝疾患診療連携拠点病院
(島根大学医学部附属病院)

松江日赤・松江市立病院・島根県中・島根大学・浜田医療センター・益田日赤

2016年1月～2021年12月 初発肝細胞癌 954症例

A (アルコール)	36.2% (315/871)
B (HBV)	10.8% (95 (未治療37、治療中36、キャリア22)/883)
C (HCV)	28.9% (256 (未治療139、治癒後117)/887(自然治癒23))
D (ダイアベティス：糖尿病)	40.4% (362/897)

アンケート調査による日本人糖尿病の死因 —2011～2020年の10年間，68,555名での検討—

要約：アンケート調査方式で，全国208施設から糖尿病症例68,555名，非糖尿病症例164,621名（計233,176名）が登録され，2011～2020年の10年間における死因を解析した．1）糖尿病症例における死因の第1位は悪性新生物38.9%（肺癌7.8%，膵癌6.5%，肝臓癌4.1%），第2位は感染症17.0%，第3位は血管障害10.9%（脳血管障害5.2%，虚血性心疾患3.5%，慢性腎不全2.3%）で，悪性新生物の増加および血管障害の減少傾向が継続していた．虚血性心疾患のほとんどが心筋梗塞であり，虚血性心疾患以外の心疾患が9.0%と高率で，ほとんどが心不全であった．

中村二郎 他. 糖尿病 67(2) : 106～128. 2024

日本肝臓学会・日本糖尿病学会共同声明（2021/5/24）

日本肝臓学会 理事長 竹原徹郎

日本糖尿病学会 理事長 植木浩二郎

糖尿病学会・肝臓学会双方の研修指定病院において通院歴のある2型糖尿病患者のうち、通院中に肝臓を発症したものを調査した。結果、糖尿病患者における肝臓の発生率は、年0.1%程度であることが判明した。肝臓発症の危険因子について分析したところ、FIB-4インデックスと呼ばれる肝臓の線維化を示す指標がリスク評価に極めて有効である事が判明した。有意な肝臓線維化を示す2.67以上で年発症率0.6%、肝硬変を示唆する3.5以上で1.0%の高危険群を囲い込むことができる。FIB-4インデックスは、年齢、AST、ALT、血小板という日常臨床で用いられる項目のみで構成されており、日本肝臓学会のホームページでも計算が可能である。また、一部の施設では、電子カルテ上で自動計算が行われている。

なお、この調査の結果は、日本消化器病学会欧文誌である Journal of Gastroenterology に掲載されている。

日本肝臓学会ホームページより

2型糖尿病患者さんの肝がん早期発見プロジェクト

「かかりつけ医」
2型糖尿病患者



FIB-4 Index \geq 2.67

<https://medical.eisai.jp/region/alimentary/fib-4/calculator.html>

をブックマークに追加しておく

「肝炎ウイルス検査委託医療機関」
腹部超音波検査

令和6年 6月13日

島根県肝炎ウイルス検査委託医療機関 御中

島根大学医学部附属病院
(島根県肝疾患診療連携拠点病院)
肝疾患相談・支援センター
センター長 飛田 博史

島根県肝炎ウイルス検査委託医療機関向けアンケートのお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は島根県肝疾患診療連携拠点病院の活動につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、B型・C型肝炎ウイルスの感染による肝がんが減少し、一方で飲酒と2型糖尿病による肝がんが増加しております。当センターで施行した『島根県の肝がん患者の実態調査』でも、2016～2021年の間に初めて肝がんを発症した954人のうち、40%が2型糖尿病を背景とした肝がんであることが分かりました。

増加の要因として、2型糖尿病患者さんに対して肝がんのスクリーニング検査が行われていないことが挙げられ、「かかりつけ医」では肝がんのスクリーニング検査に有用な腹部超音波検査が日常診療で行われていないためであると考えております。

そこで、2型糖尿病患者さんに対するスクリーニング検査を充実させ肝がんの早期発見に繋げるため、島根県内で多くの2型糖尿病患者を診察している「かかりつけ医」から「肝炎ウイルス検査委託医療機関の医師」に腹部超音波検査による肝がんのスクリーニング検査を簡単に依頼できるフローを作成したいと考え、この度別紙のとおりアンケートを実施することと致しました。

「肝炎ウイルス検査委託医療機関の医師」は、消化器内科を専門としている医師が多く、日常診療で腹部超音波検査を行っております。今回のアンケートでは、この日常診療で腹部超音波検査が行われている「肝炎ウイルス検査委託医療機関」を把握し、その後、FIB-4 indexが2.67を超えるような肝がんリスクが高い2型糖尿病患者さんを、「かかりつけ医」から腹部超音波検査が行われている「肝炎ウイルス検査委託医療機関の医師」に紹介していただくよう働きかけたいと考えております。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご理解ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

回答期限：令和6年6月30日（日）

回答方法：下記 URL または二次元コードからご回答をお願いいたします

<https://forms.office.com/r/BSwyT3yKzC>



※ Webでの回答が難しい場合は、同封の【FAX 回答用紙】にご記入の上、Faxにてご回答をお願いいたします

対象：島根県肝炎ウイルス検査委託医療機関

主催：島根県肝疾患診療連携拠点病院 肝疾患相談・支援センター

【 F A X 回答用紙 】

F A X : 0 8 5 3 - 2 0 - 2 5 4 5

アンケート回答期限：令和6年6月30日（日）

1. 施設名

2. 腹部超音波検査による肝がんのスクリーニング検査をすることは可能でしょうか

はい ・ いいえ どちらかを○でお囲みください

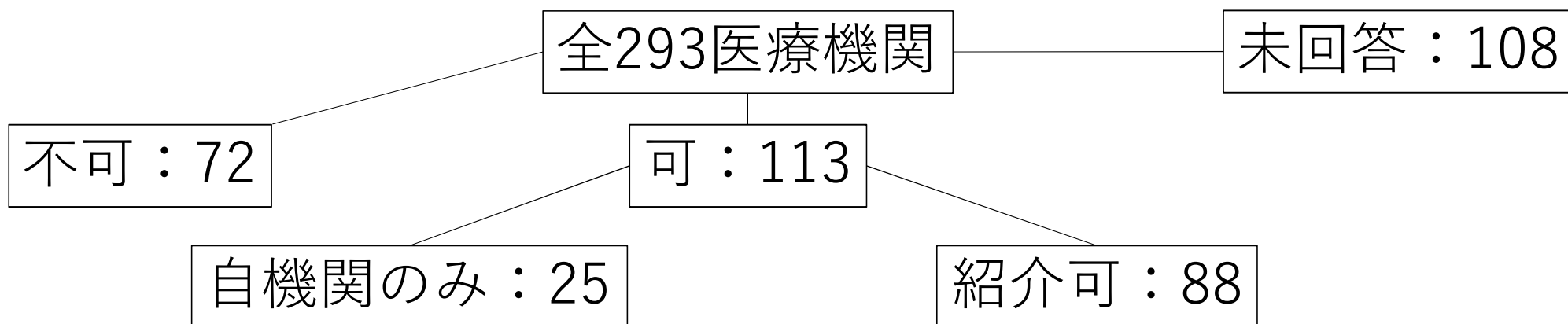
3. 腹部超音波検査を行っていない施設からの紹介を受けることは可能でしょうか

はい ・ いいえ どちらかを○でお囲みください

4. ご意見・コメント等あればご記入ください

肝炎ウイルス検査委託医療機関における肝がんスクリーニング腹部超音波検査の可不可

(2024年6月30日時点)



今後の予定

- ①2型糖尿病が肝がんのリスク因子で、FIB-4 Indexが肝がんの囲い込みに有用であることをかかりつけ医に周知する。
- ②かかりつけ医から肝炎ウイルス検査委託医療機関への紹介状のテンプレートを作成し、かかりつけ医に利用していただく。
- ③紹介状のテンプレートを医師会のホームページに掲載していただくなど、利用しやすくする。

「かかりつけ医」
2型糖尿病患者



FIB-4 Index \geq 2.67

「肝炎ウイルス検査委託医療機関」
腹部超音波検査